

第 2 次岡崎市文化振興推進計画

岡 崎 市



ごあいさつ

岡崎市長

内田 康宏

本市は、長い歴史の上に培われてきた豊かな文化芸術が色濃く現存する土地柄であり、現代もなお、市内各地において、活発な文化芸術活動が行われています。

市では、2006（平成 18）年、文化行政の基本的な方針を示した「岡崎市文化振興推進計画」を策定し、21 世紀にふさわしい時代に即した新たな取組みを進めてきました。このたび、2016（平成 28）年に市制施行 100 周年の節目を迎え、新たな一步を踏み出したことを契機に「第 2 次岡崎市文化振興推進計画」を策定し、文化行政のさらなる推進を図ってまいりたいと考えています。

この計画では、これまでの基本方針を継承しながら、特に、老朽化を迎えつつある文化施設の在り方や、機能整理が求められる美術博物館等の施設における今後の展開など、主要な課題に対応するため、5 つの重点プランを設定しました。文化芸術に関する課題を一つひとつ解決しながら、市内の文化芸術に関する総合的な機運を高めること目標に取り組んでまいりますので、文化芸術団体等の皆様、芸術家や専門家の皆様、そして学校や企業などの文化芸術に関わる皆様には、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、計画の策定に際して、市民意識調査及びパブリックコメントなどの機会を通じて御意見をいただきました市民の皆様、御議論を重ねていただきました第 2 次岡崎市文化振興推進計画策定委員会委員の皆様並びに関係各位に心から御礼申し上げます。

目 次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象とする文化芸術の範囲	3

第2章 岡崎市の文化の現状と課題

1 岡崎市の文化の特徴	4
2 岡崎市における文化施策の概要	6
3 これまでの計画の進捗状況の検証	9
4 文化に関する市民意識	11
5 取り組むべき主要課題	18

第3章 文化振興の理念と目標

1 基本理念・基本目標	20
2 今後10年間で目指す将来の姿	21
3 基本方針	22
4 施策体系	23

第4章 施策の方向と主要施策

基本方針1 文化芸術の振興	25
基本方針2 歴史文化の継承と活用	30
基本方針3 文化を支える基盤づくり	32

第5章 重点プランの推進

1 重点プランとは	38
2 重点プラン	39

第6章 文化施設の役割

1 文化施設に求められる役割	49
2 施設別	50

第7章 計画の推進にむけて

1 推進体制と進行管理の仕組み	52
2 数値目標	53

参考資料

1 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会設置要綱	54
2 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会委員名簿	55
3 第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議設置要綱	56
4 検討経過	57
5 文化芸術振興基本法	58
6 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	62
7 公立文化施設等	65

第1章

策定にあたって

1 策定の趣旨

〔社会情勢の変化〕

岡崎市では2006（平成18）年に「岡崎市文化振興推進計画」を策定し、文化芸術の振興を進めるとともに、計画期間満了後も、まちなかでのアートイベントの開催やジャズの街づくりなど、様々な文化芸術施策を展開してきました。

その間、東日本大震災など未曾有の災害を経験するなど、人々の価値観がより一層、心の豊かさを重視する方向へ進んでいく中で、地域において、より豊かな生活を送ることができるまちが注目されるようになりました。

少子高齢化が進展し、若者の流出が各地域で課題化する中、生まれ育った地域への愛着づくりや、若者が住みたくなるまちの魅力づくりが、地域における重要な課題となっています。

〔新法の制定〕

国においては、「文化芸術振興基本法」に基づく「第4次文化芸術の振興に関する基本的な方針」が示され、地方創生や、観光、教育など様々な分野における課題解決への文化芸術資源の活用や、文化芸術を支える人材や子ども・若者の育成などが、重点戦略として掲げられています。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、質の高い事業の実施、専門的人材の養成、関係機関との連携・協力等を行うことが求められています。

〔本市の状況〕

本市においては、2009（平成21）年に「第6次岡崎市総合計画」を策定し、「基本政策6 未来を拓く人を育むまちづくり」を位置づけるとともに、2015（平成27）年には後期基本計画を策定し、本市固有の歴史文化資産を観光資源として活用する「重点プロジェクト1 歴史観光プロジェクト」を掲げるなど、歴史・文化の位置づけが変化してきました。また、2016（平成28）年7月に市制施行100周年を迎えたことを契機に、乙川リバーフロントエリアを中心としたまちづくりや、地域の個性を活かした取組みに、公民連携で取り組んでいるところです。

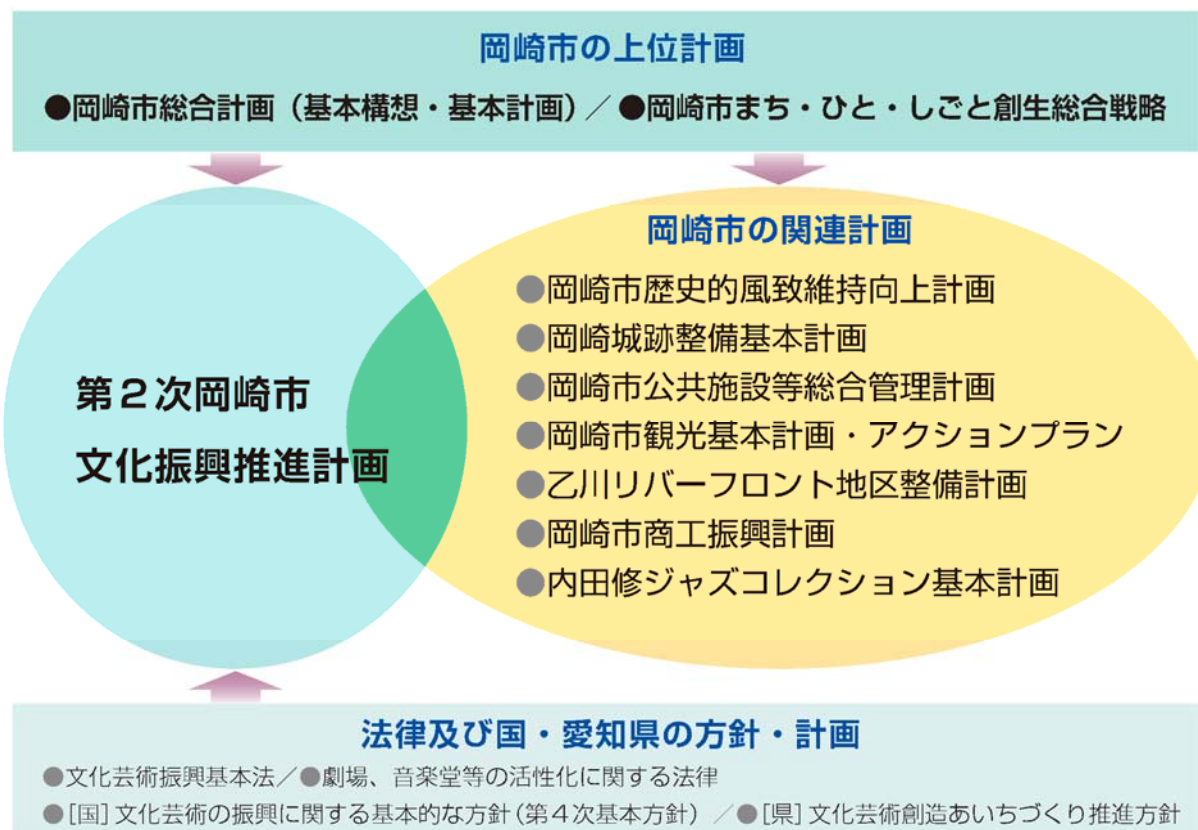
本計画は、このような変化に対応しながら、市民・芸術家・行政等が連携し、本市の豊かな文化を継承・活用することで、市民一人ひとりが文化を享受し、心豊かで質の高い生活を送ることができるまちの実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市では、2009（平成 21）年 3 月に「第 6 次岡崎市総合計画」を策定し、「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」を将来都市像としたまちづくりを進めてきました。また、2015（平成 27）年 3 月には、社会情勢の変化や取組みの進捗状況などを踏まえ、基本計画の見直しを行っています。



また、乙川リバーフロントエリアを中心に公民連携のまちづくりが進められるとともに、歴史まちづくり法に関連する「岡崎市歴史的風致維持向上計画」が策定され、まちなかにおける文化財の保存・活用の方針が示されました。

本計画は、「文化芸術振興基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「総合計画」の理念を踏まえるとともに、本市のまちづくりの流れや関連する計画等の施策と連携しながら、文化振興を進めるための指針を示したものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間とします。また、社会情勢の変化や本市の状況などに合わせ、中間年度である 2021（平成 33）年度に見直しを行います。

年度（上段：西暦／下段：平成）										
2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	2023 (35)	2024 (36)	2025 (37)	2026 (38)
第 6 次岡崎市総合計画 【2009（平成 21）年度～2020（平成 32）年度】										
後期基本計画 【2015（平成 27）年度～2020（平成 32）年度】										
					第 2 次岡崎市文化振興推進計画 【2017（平成 29）年度～2026（平成 38）年度】					
					 見直し					

4 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術振興基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

- ・ 芸術（文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊など）
- ・ メディア芸術（映画・漫画・アニメーション・電子機器等を利用した芸術）
- ・ 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・ 芸能（講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ・ 生活文化（茶道，華道，書道その他の生活に係る文化）
- ・ 国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章

岡崎市の文化の現状と課題

1 岡崎市の文化の特徴

(1) 歴史

〔旧石器時代～市制施行前〕

岡崎には旧石器時代(約 15,000 年前)から人が住んでいると言われており、縄文期の遺跡をはじめ、弥生時代、古墳時代の遺跡、飛鳥時代(約 1,300 年前)に建設された北野廃寺も残されています。

また、鎌倉時代には東西交通の要衝、政治の中心地となり、室町時代には一部が幕府の直轄地となり栄えました。そして、歴史あるこの地方で、応仁の乱後、頭角を現したのが家康公の先祖松平氏です。七代松平清康の孫に当たる松平元康は三河を統一し、名を徳川家康と改め、1603(慶長 8)年、江戸に幕府を開き、徳川 270 年の礎を築きました。三河出身の家臣団は日本全国で大名となり、国づくりの基礎を担いました。また、城下町岡崎は、東海道五十三次の宿場町、矢作川の船運や三州中馬の中継地、寺社の門前町として栄えました。

岡崎城築城の際に地元のみかげ石を使用したことに始まる石工、火薬の産地として限定されたことにより盛んになった三河花火、三河国八丁村の名がついた八丁味噌など、全国的に有名な産業文化の多くも、この頃に花開くとともに、明治以降は、文明開化・殖産興業・富国強兵政策の流れの中で水車動力のガラ紡、日本初の官営愛知紡績所の操業などにより、地場産業も発達しました。

〔市制施行～現代〕

1916(大正 5)年 7 月、全国で 67 番目に市制を施行して以後、西三河の中心都市として成長を続け、2003(平成 15)年 4 月に中核市に移行しました。

さらに、2006(平成 18)年 1 月には豊かな自然と歴史資源を有する額田町と合併し、新たなまちづくりへの取組みを進め、2016(平成 28)年 7 月、市制施行 100 周年を迎え、改めて、固有の歴史や伝統などを市の「たから」として受け継ぎ、未来につないでいくことを宣言しました。

(2) 文化芸術

[岡崎美術展の開催・協会の発足]

岡崎の先達は、市民自ら文化芸術を享受し、創造発展させながら、諸都市に先駆けて文化芸術活動を展開してきました。

1922（大正 11）年、まだ地方都市が美術展を主催することが珍しかった時期に「第 1 回岡崎美術展」を開催するとともに、1965（昭和 40）年には、日本画・洋画・彫塑・書道・写真・工芸・デザインの 7 部門からなる岡崎美術協会が発足しました。1949（昭和 24）年には県内で最初となる岡崎文化協会が発足し、会員団体の交流や事業の進展だけにとどまらず、機関誌「岡崎文化」を発行し、市民に岡崎の文化に関する歴史や実情を紹介してきました。現在もなお、市民主体の幅広い文化活動を行っています。

[文化施設の開館]

1960～1970（昭和 40）年代にかけては、「市民会館」「図書館」「美術館」、1980（昭和 55～）年代には、「竜美丘会館」「三河武士のやかた家康館」「せきれいホール」などの文化施設等が開館するとともに、1985（昭和 60）年には、次代を担う子どもたちに豊かな創造力を身に付けることを目的とした「おかざき世界子ども美術博物館」が開館し、多くの文化芸術活動が展開されました。

1996（平成 8）年には、歴史や美術の資料を収集・調査研究、展示する本格的な博物館施設である「美術博物館」が開館、また 2002（平成 14）年には、音楽専用ホールを有する「シビックセンター」が幕をあげ、2008（平成 20）年には、図書館を有する生涯学習の中核施設である「図書館交流プラザ」が開館するなど、施設整備が進められた結果、多くの文化施設を有する都市となりました。

[額田町文化協会の統合]

額田町においては、1978（昭和 53）年に技芸、美術、文芸、趣味、芸能の 5 部門からなる額田町文化協会を設立し、総合発表の場である「文化祭」の開催や機関誌「ぬかた文化」の刊行を行っていましたが、合併後 3 年を経て、2009（平成 21）年岡崎市の組織に統合しました。

[ジャズ・トリエンナーレ]

また、1992（平成 4）年以降、かつて本市に在住していた医師の^{うちだおさむ}内田 修氏から寄贈されたコレクションをもとに「ジャズの街岡崎」の普及に取り組むとともに、2013（平成 25）年・2016（平成 28）年には、「あいちトリエンナーレ」の地域会場として、まちなかでの芸術の振興に取り組みました。

2 岡崎市における文化施策の概要

(1) 文化施策に関する年表

本市のこれまでの文化行政の流れや、国や県の動きは、主に以下のとおりです。

	本市の文化振興の動き	国や県の動き
1923 (大正 12) 年	・市立図書館の開館 (岡崎公園内)	
1959 (昭和 34) 年	・岡崎城天守閣の再建	
1963 (昭和 38) 年	・岡崎公園などで「花と産業科学大博覧会 (岡崎博)」開催	
1964 (昭和 39) 年	・第 1 回「おかざきっ子展」開催	
1965 (昭和 40) 年	・家康公 350 年祭の開催 ※没後 350 年	
1967 (昭和 42) 年	・市民会館の開館	
1971 (昭和 46) 年	・市立図書館の移転 (明大寺町)	
1972 (昭和 47) 年	・市美術館の開館	
1975 (昭和 50) 年	・移動図書館みどり号スタート [2013 (平成 25) 年終了]	
1979 (昭和 54) 年	・青少年・児童センター太陽の城の完成 [2012 (平成 24) 年閉館]	
1980 (昭和 55) 年	・竜美丘会館の開館	
1982 (昭和 57) 年	・三河武士のやかた家康館の開館	
1984 (昭和 59) 年	・せきれいホールの開館	
1985 (昭和 60) 年	・奥殿陣屋の復元	
	・おかざき世界子ども美術博物館の開館	
1987 (昭和 62) 年	・六ツ美民俗資料館の開館	
	・葵博一岡崎'87 の開幕	
1989 (平成 元) 年	・岡崎公園「日本の都市公園百選」選定	
	・岡崎城二の丸能楽堂の落成	
1990 (平成 2) 年	・岡崎公園「さくらの名所 100 選」選定	
	・藤川宿資料館の開館	
1992 (平成 4) 年	・家康公生誕 450 年祭の開催	
1993 (平成 5) 年	・内田修ジャズコレクションの寄贈	
1995 (平成 7) 年	・おかざき世界子ども美術博物館の入場者 150 万人達成	
1996 (平成 8) 年	・市美術博物館 (マインドスケープ・ミュージアム) の開館	
1999 (平成 11) 年	・旧額田郡公会堂及物産陳列所 (郷土館) が国の重要文化財に指定	

	本市の文化振興の動き	国や県の動き
2001（平成13）年		[国] ・文化芸術振興基本法施行
2002（平成14）年	・シビックセンターの開館 ・岡崎公園 巽閣リニューアル	
2003（平成15）年	・市民音楽劇「浄瑠璃姫の物語」上演	
2004（平成16）年	・三河武士のやかた家康館の入場者500万人達成	
2005（平成17）年	・おかざき世界子ども美術博物館の入場者300万人達成	
2006（平成18）年	・岡崎市文化振興推進計画の策定 ・三河武士のやかた家康館リニューアル ・岡崎城「日本100名城」選定 ・岡崎公園「日本の歴史公園100」選定	
2007（平成19）年		[県] ・文化芸術創造あいちづくり推進方針策定
2008（平成20）年	・図書館交流プラザの開館 ・岡崎城リニューアル	
2009（平成21）年	・旧図書館を美術館施設としてリニューアル ・図書館交流プラザの入館者100万人達成 ・額田町文化協会が岡崎市文化協会と統合	
2012（平成24）年	・美術館3館共通年間パスポート発売 ・旧本多忠次邸開館 ・あいちトリエンナーレ地域展開事業「岡崎アート&ジャズ2012」の開催	[国] ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律施行
2013（平成25）年	・「六ツ美歴史民俗資料室」有する地域交流センター六ツ美分館「悠紀の里」開館 ・あいちトリエンナーレ2013地域会場の開催	[県] ・文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）
2015（平成27）年	・家康公四百年祭の開催 ※没後400年	[国] ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）
2016（平成28）年	・あいちトリエンナーレ2016地域会場の開催 ・市民会館のリニューアル	

(2) 文化施策の現状と課題

[文化施設等]

本市の文化施策を担う施設としては、ホール・会館系施設として「市民会館（甲山会館）」「甲山閣」「竜美丘会館」「せきれいホール」「シビックセンター」の5施設、歴史・博物・美術館系施設として「美術博物館」「おかざき世界子ども美術博物館」「美術館」「岡崎城」「三河武士のやかた家康館」の5施設、文化創造機能を有する複合施設として「図書館交流プラザ」と、11施設にのぼり、さらに、国の重要文化財である「旧額田郡公会堂及物産陳列所（郷土館）」や「旧本多忠次邸」など、歴史文化に触れることができる施設などを含めると非常に充実しています。

現在、1960～1970（昭和 40）年代に整備された施設の老朽化が大きな課題となっています。特に 1967（昭和 42）年に開館した「市民会館」については、施設の老朽化、陳腐化への対応、バリアフリー、省エネなどの対策が求められていました。新施設の建設についても検討しましたが、市としては公共建築物の長寿命化に取り組んでいることもあり、既存施設を有効に活用するという観点から、大規模改修に踏み切る決断をしました。

引き続き、関連する行政計画と調整を図りながら、建物設備の老朽化への対応、施設へのアクセスの充実を行うとともに、各施設のビジョンを定め、企画の更なる充実と市民参加、地域と連携したアウトリーチ*活動の強化、広報力の強化、グローバルな視点への展開などを進めることが求められます。

※「アウトリーチ」とは、学校や地域に出向いて普及啓発活動を行うこと。

[文化施策等]

2015（平成 27）年に策定された「第6次岡崎市総合計画後期基本計画」においては、「未来を拓く人を育むまちづくり」（教育・文化の振興）の中で、「文化財の保存・活用」、「芸術文化の振興」といった施策が示されており、観光資源ともなる文化財の活用や「ジャズの街岡崎」の発信を積極的に進める期間として位置づけられています。

今後は、今まで以上に市民とともに文化芸術の振興に取り組むとともに、身近な場で文化芸術に触れられる地域づくり、伝統文化の継承、効率的な運営への転換などが求められます。

3 これまでの計画の進捗状況の検証

本計画を策定するにあたり、前計画の計画期間、2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までの 5 年間と、その後の 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間の、計 10 年間における施策・事業の実施状況と課題について、毎年度の事務事業評価の資料をもとに総括を行い、計画の進捗状況の検証を行いました。

概要を以下に示します。

基本方針 1 芸術文化の振興	
1-1	<p>芸術文化活動の活性化</p> <p>①芸術文化に親しむ機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館系施設においては自主事業を積極的に実施してきましたが、ホールを有する会館系施設ではあまり実施してきませんでした。（シビックセンターを除く） ・「岡崎市芸術文化行事運営委員会」を発足させ、質の高い芸術鑑賞の機会を提供してきた結果、特定の事業については市民に定着してきました。 ・集客に苦慮している美術館系施設もあり、自主事業の魅力向上や専門人材の資質向上、広報力の強化が求められています。 ・あいちトリエンナーレ 2013 岡崎会場の開催を契機に、まちなかで市民が現代美術に触れる機会が拡充しました。アウトリーチ活動を通じた更なる充実が求められています。 <p>②市民が文化活動を行う場と機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールを有する会館系施設では、幅広く市民が参加できる市民主体の活動を積極的に支援してきました。 ・市民美術展、岡崎美術展など幅広い市民の創作活動を行う場と機会の充実を図ってきた結果、出品数・来場者数も増加傾向にあります。 ・図書館交流プラザをはじめ、文化活動を行う市民が活動しやすい環境づくりを進めてきましたが、文化施設以外の公共施設や民間施設等を活用した活動・発表機会の充実も必要です。 <p>③市民が参加できる文化事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化団体などと連携した文化活動を進めてきましたが、高齢化が進んでおり、若い人材の確保やボランティア団体の活動支援の充実、ボランティア団体と連携した文化活動の更なる推進が求められています。
1-2	<p>文化を創造する人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シビックセンターや図書館交流プラザにおいてワークショップを実施したり、市内小中学校においてジャズ出前コンサートを開催するなど、文化芸術の担い手の育成に努めてきました。 ・地元の若手芸術家を発掘し、活動を支援したり、市民と芸術家の交流活動の機会を充実させるなど、担い手発掘・育成のさらなる強化が求められています。

基本方針 2 歴史文化の継承と活用		
2-1	歴史文化の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> 文化財や古い町並み、歴史的資料など歴史文化資産の保存や、それらを目的とした活動に対する支援を実施しています。 昔の遊び体験や先人の知恵を次世代に引き継ぐべき人材の固定化、高齢化による減少が問題となっており、地域の伝統や文化を継承する子どもや若い人材の育成が求められています。
2-2	歴史文化を活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化の観光への活用のため、文化財めぐりツアーや観光ガイドの育成を実施しています。 文化財保護と観光の両方を満たす施設整備やボランティア活動団体への支援のあり方の検討、文化活動とまちづくりの連携促進が求められています。
基本方針 3 文化を支える基盤づくり		
3-1	文化関連施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や経済状況の影響を受け、計画通りには進まなかったものの、生涯学習複合施設などの施設整備、各種施設の改修など、施設の充実を行いました。 引き続き、各種施設の整備・設備の更新を進めるとともに、施設とまちがつながりを持ちながら、サービスを提供していく必要があります。 各種施設の管理運営を指定管理業務として委託してきましたが、その検証とさらなる充実が求められています。
3-2	文化情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> 広報やHP及びFMおかざき等、多様なメディアを活用し、多くの市民に文化活動情報の発信を行うとともに、インターネットを利用した文化施設の予約システムの整備を完了し、利用者の利便向上を図っています。 より細やかな情報発信を行うため、市民や文化団体と協働した情報の収集・発信の体制づくりを進める必要があります。
3-3	文化交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 文化情報のHPや市内各所の案内の多言語表示化、外国人を対象とした日本文化教室の実施など、国際文化都市づくりへの支援を進めています。 文化団体間相互の交流や大学・企業等との連携を促進しているものの、まだまだ十分とは言えず、今後さらに力を入れていく必要があります。また、他都市の関連施設との連携も強化していくことが求められています。
3-4	文化振興のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> 2011（平成23）年度に文化芸術部を発足させ、庁内の体制整備を進めてきました。各課で役割分担しながら、着実に事業推進を進めつつ、組織横断的な推進体制の充実を図ることが求められています。 市民会館などで自主事業を主体的・創造的に進めることができるスタッフの育成が求められています。 ボランティア団体や市民活動団体との連携を図っていますが、今後は、企業等や芸術家との連携が求められています。

4 文化に関する市民意識

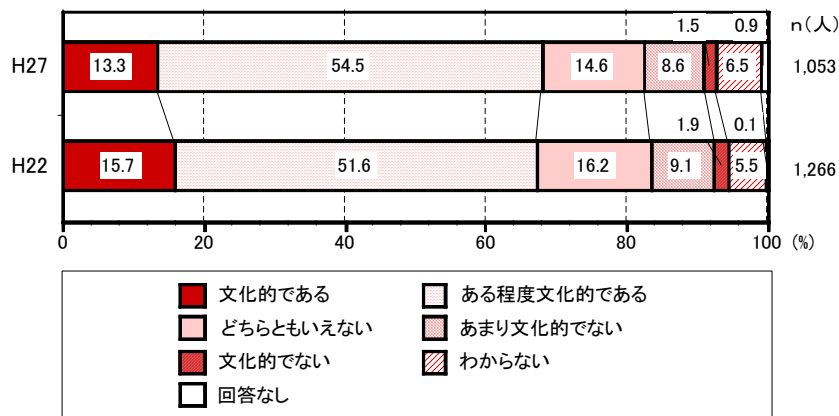
本計画を策定するにあたり、市民の文化芸術に関する考え方や現状と課題を把握するため、市民約3,500名を対象に、アンケート調査を実施しました。

(1) 岡崎市の「文化のまち」としてのイメージ

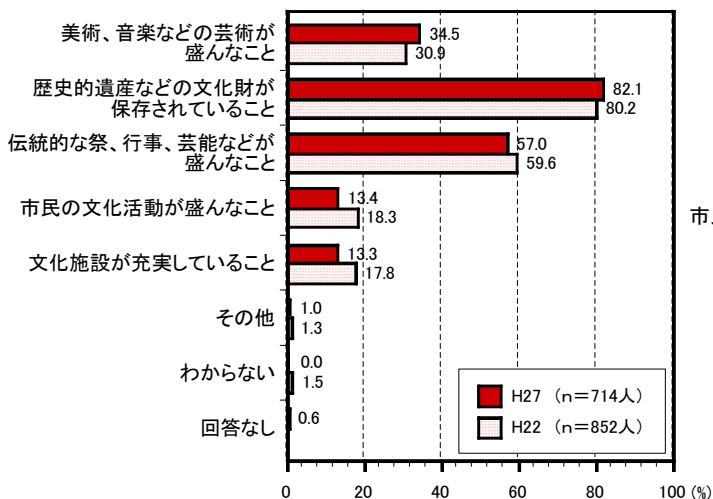
岡崎市が文化的なまちであるかどうかについて、「文化的である」が13.3%、「ある程度文化的である」が54.5%と67.8%の人が文化的であると回答している一方、約1割の人が文化的でないと回答しています。

文化的である理由として、「歴史的遺産などの文化財が保存されていること」、「伝統的な祭、行事、芸能などが盛んなこと」が上位となっている一方、文化的でない理由として、「文化施設が充実していないこと」、「市民の文化活動が盛んでないこと」が上位となっています。

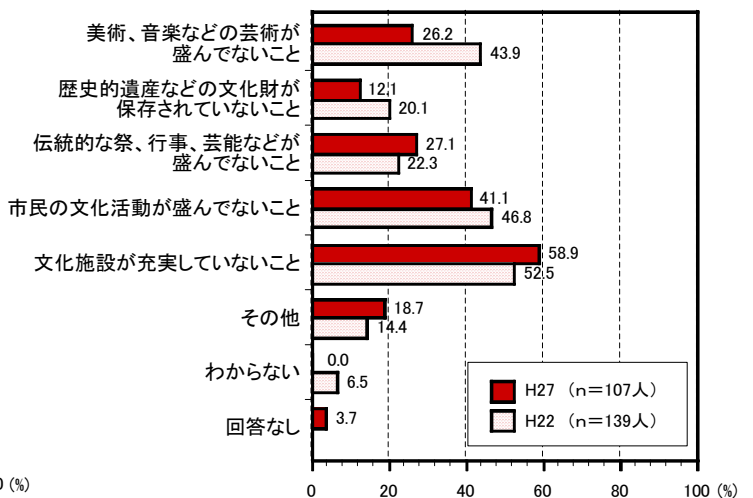
▼岡崎市の「文化のまち」としてのイメージ



▼岡崎市が「文化的である」理由



▼岡崎市が「文化的でない」理由



(2) 鑑賞活動・文化芸術活動について

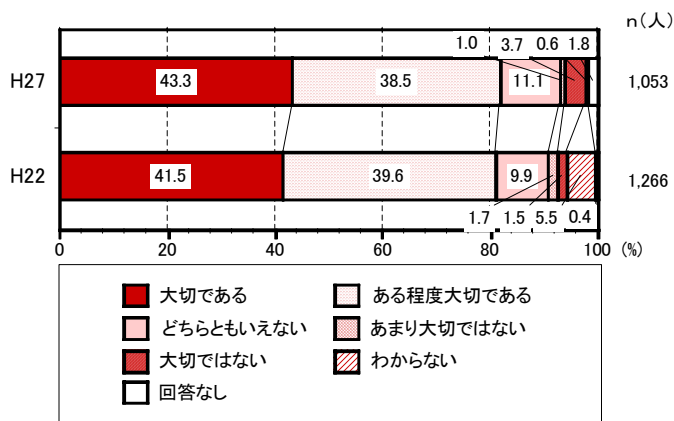
文化芸術の鑑賞や活動について、「大切である」が 43.3%、「ある程度大切である」が 38.5%と、81.8%の人が大切であると感じています。一方で、昨年（※2015（平成 27）年）1年間で鑑賞活動を行った人は 55.3%と約半数、実際に「活動を行っている」は 20.1%にとどまっています。

昨年鑑賞した分野と今後鑑賞したい分野は「音楽」が最も高く、続いて「美術」や「映画・映像」が高くなっています。一方、鑑賞したい分野において「演劇」が 38.1%と高くなっています。

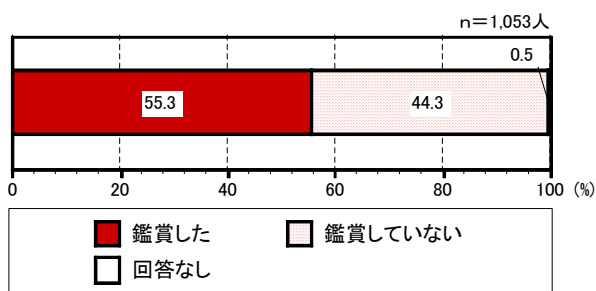
活動した分野と今後活動したい分野は「美術」が最も高く、続いて「音楽」や「写真・ビデオ」、「生活文化」などが高くなっています。

鑑賞活動で問題になることとしては、「入場料が高い」「魅力ある公演や展覧会などが少ない」「近くで公演や展覧会などをやっていない」「時間がなかなかとれない」が多く、文化芸術活動で問題になることとしては、「時間がなかなかとれない」が 40.1%と最も高く、次いで「活動に関する費用がかかりすぎる」「近くで活動をしていない」が多くなっています。

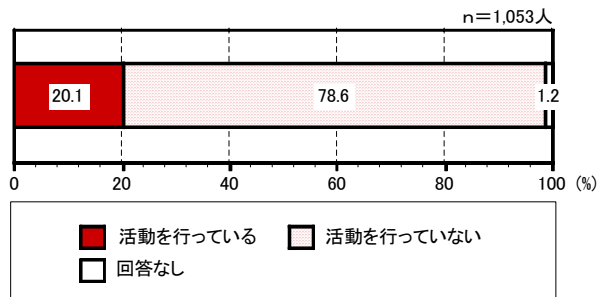
▼文化芸術の鑑賞や活動が大事だと思うか



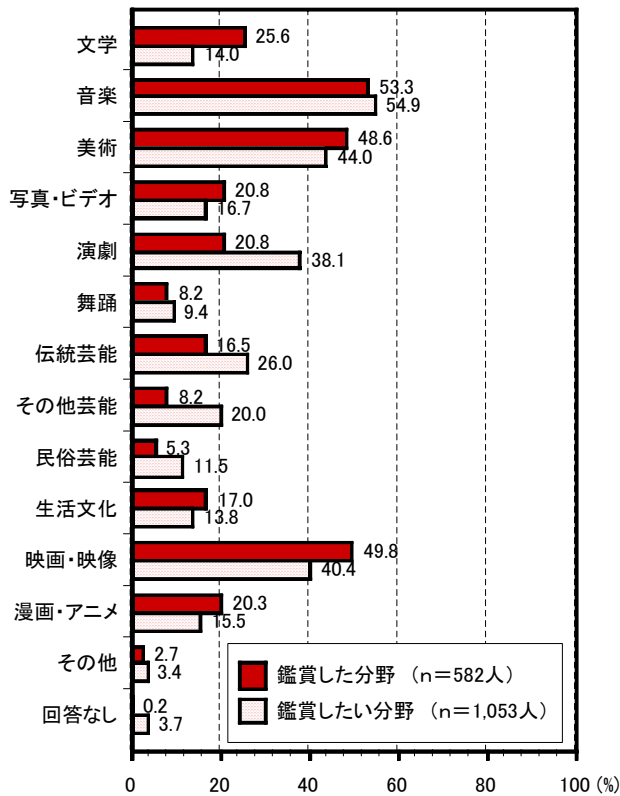
▼昨年 1年間に鑑賞活動を行ったかどうか



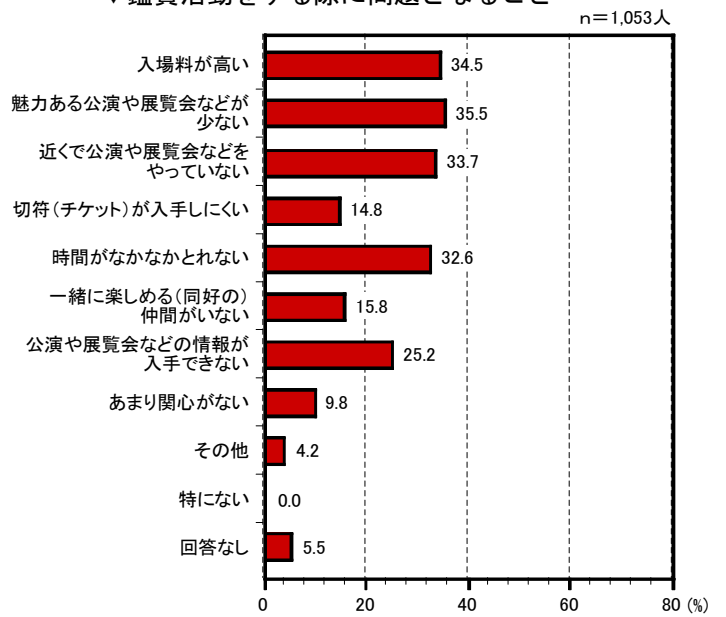
▼昨年 1年間に文化芸術活動を行ったかどうか



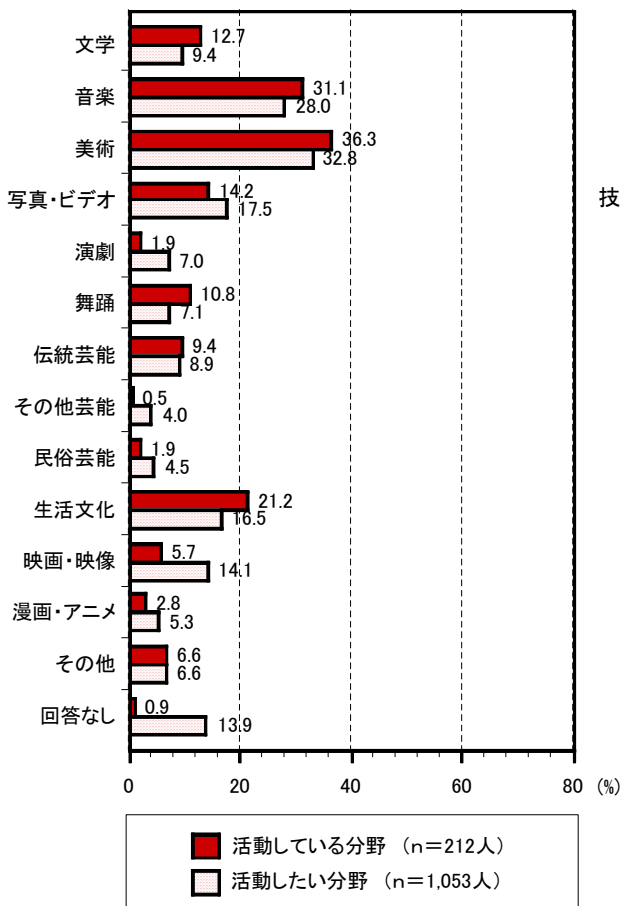
▼昨年鑑賞した分野と今後鑑賞したい分野



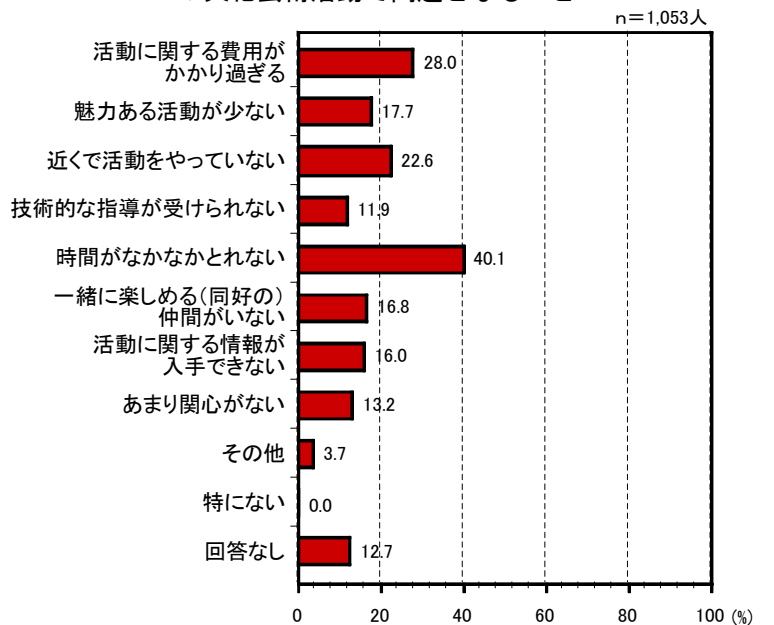
▼鑑賞活動をする際に問題となること



▼昨年活動した分野と今後活動したい分野



▼文化芸術活動で問題となること

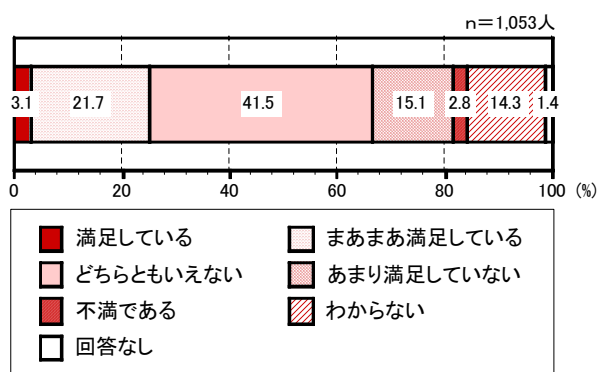


(3) 文化芸術に関する情報について

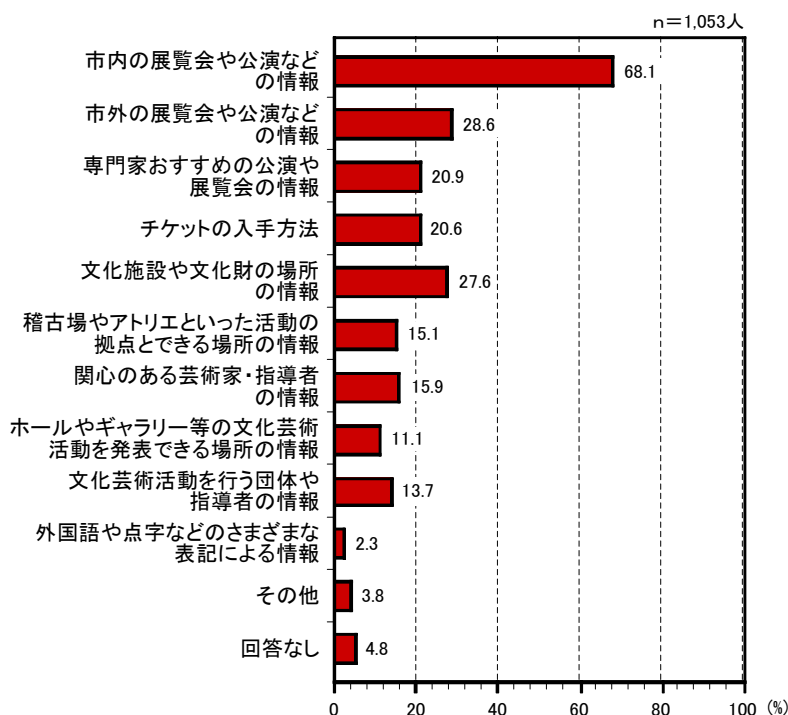
文化芸術に関する情報について「満足している」が3.1%、「まあまあ満足している」が21.7%と、満足している人は24.8%にとどまっています。

文化芸術活動への参加を促すために必要な情報については「市内の展覧会や公演などの情報」が68.1%と最も高く、次いで「市外の展覧会や公演などの情報」が28.6%、「文化施設や文化財の場所の情報」が27.6%と高くなっています。

▼文化芸術に関する情報提供の満足度



▼文化芸術活動への参加を促すために必要な情報

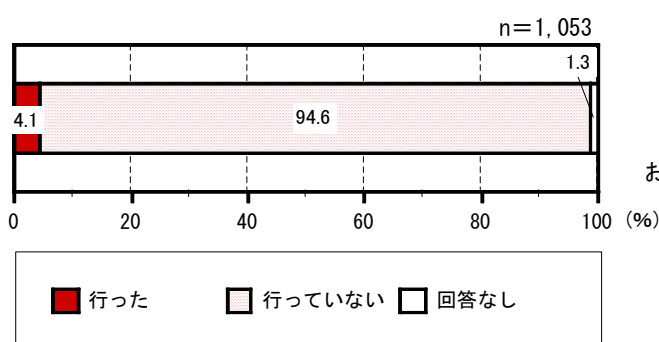


(4) 歴史文化の継承と活用について

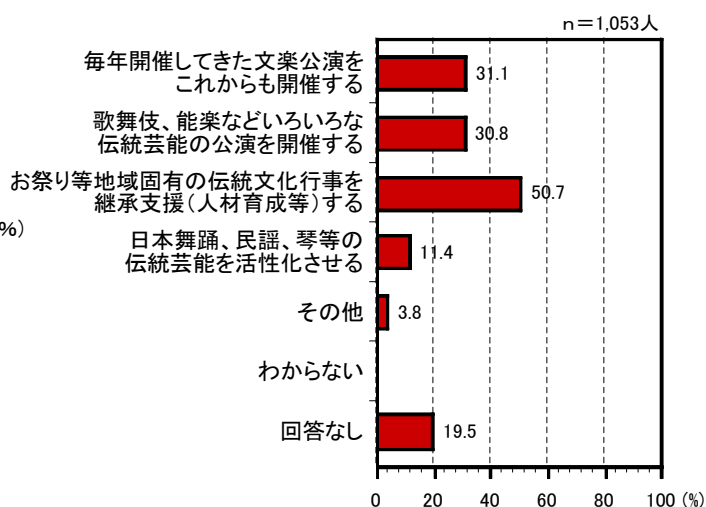
昨年（※2015（平成27）年）1年間で伝統芸能などを行った人は4.1%にとどまっています。

伝統文化等に関する施策として、お祭りなど地域固有の伝統文化行事の継承支援（人材育成などを含む）（50.7%）や、文楽公演の開催（31.1%）、歌舞伎、能楽などの伝統芸能の公演の開催（30.8%）などが上位となっており、様々なメディアを活用してPRしながら、市民に伝統芸能に関心を持ってもらう必要があります。

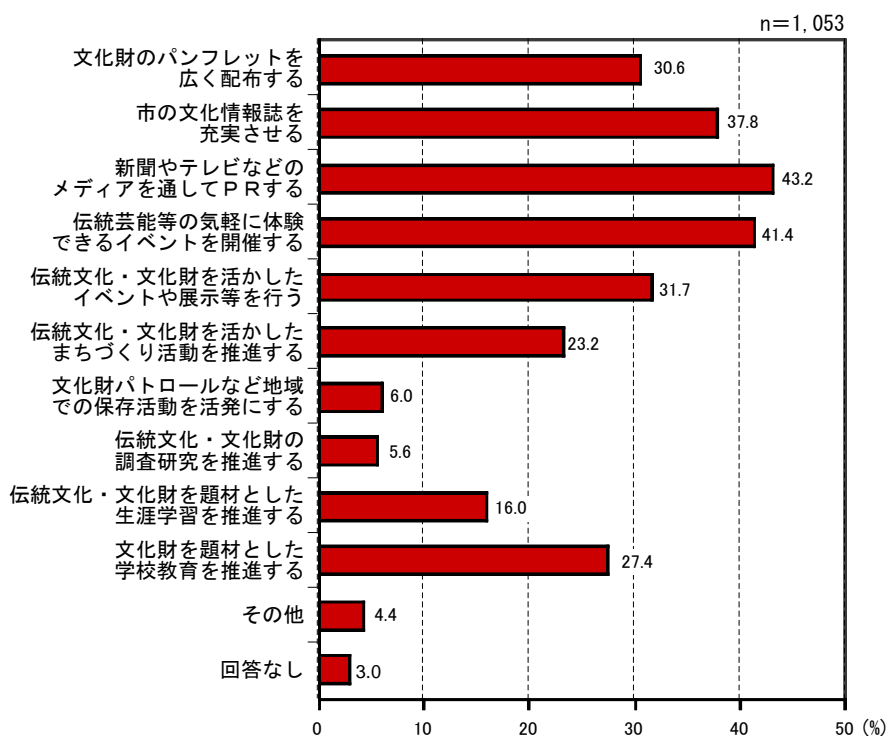
▼昨年1年間に伝統芸能を行ったかどうか



▼伝統文化等に関する施策として大切な取組み

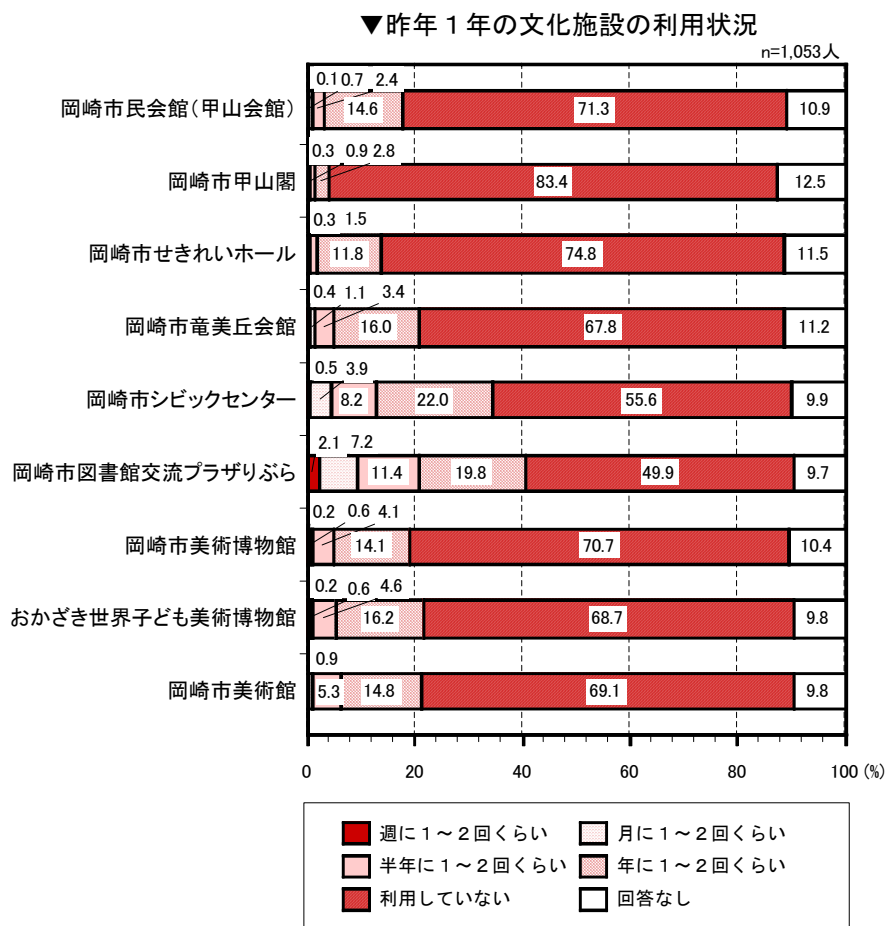


▼市民が伝統芸能に関心を持つために大切な取組み



(5) 文化施設について

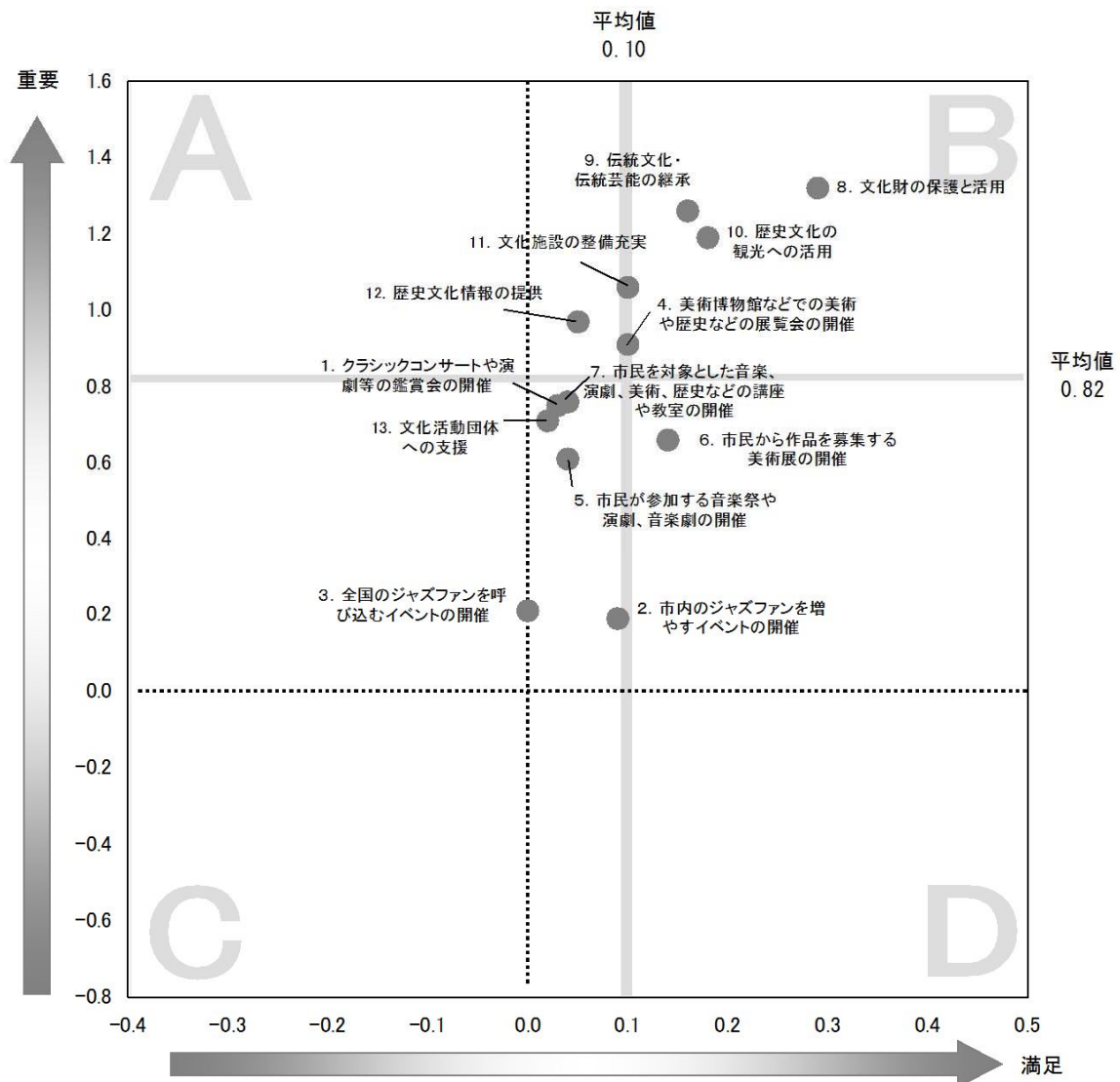
昨年（※2015（平成 27）年）1年間の文化施設の利用状況について、年に1回以上利用している割合は、図書館交流プラザが40.5%と最も高く、次いでシビックセンターが34.6%となっています。しかし、ほとんどの施設が「利用していない」が7割程度を占めています。



(6) 岡崎市の文化振興施策について

岡崎市の文化振興施策の各項目の満足度・今後の重要性の得点の関係について、満足度を横軸、今後の重要性を縦軸にとり、得点の平均値を境界として、4つの領域に区分したプロット図を作成し、今後の施策の方向性について分析しました。

注目すべきは、平均値と比べ、重要度が高く満足度が低い施策で、「11. 文化施設の整備充実」「12. 歴史文化情報の提供」「4. 美術博物館などでの美術や歴史などの展覧会の開催」の3項目という結果となりました。



5 取り組むべき主要課題

本市の文化に関わる様々な現状や問題点、前計画の検証、市民意識調査結果などから抽出された主要課題を、以下7点に整理します。

1 文化芸術活動の活性化と参加促進

- ・市民会館を核としたホールを有する会館系施設の自主事業の充実と質の高い創造活動の創出。
- ・魅力ある公演や展覧会の充実、身近な場所における演劇や伝統芸能等の鑑賞機会の提供、安価な料金設定などによる文化芸術と気軽に触れ合える機会の拡充。
- ・若い芸術家などの練習や発表、交流の機会の確保と利用しやすい施設運営。

2 次世代の文化芸術活動を担う人づくり

- ・自主事業の魅力向上と集客力アップに向けた専門人材の確保やスタッフの人材育成。
- ・伝統芸能等の分野において高齢化する担い手の後継者育成と技術・技能の継承。
- ・地元の若手芸術家など、新たな文化芸術の担い手の発掘・育成。
- ・子どもや若者などへの学校教育と連携した文化芸術との出会いや表現活動支援、自主性や地域への愛着等を育むための教育プログラムの充実と指導者の育成。

3 市民や団体、企業等との協働の促進

- ・市民活動団体やボランティアなど市民主体の取り組みの支援充実。
- ・本市の文化芸術をけん引してきた文化団体や芸術家の活動支援と他分野の団体や企業等との協働の促進。
- ・企業の協力による文化芸術活動に利用可能な民間施設の発掘・ネットワーク化。
- ・文化芸術の担い手となる市民・団体・企業等との連携強化。

4 将来に向けた歴史文化の継承と活用

- ・郷土の歴史文化を知らない若者へ、お祭りなど地域固有の伝統文化行事をはじめ、身近な伝統文化を次世代に伝えるための学習機会や教育プログラムの確立、指導者人材の育成。
- ・豊富な文化財の保護と情報収集・アーカイブ化。多様なメディアを通じたPR、観光等への有効活用。
- ・歴史文化と新たな現代美術等との融合による「文化のまち」のイメージアップ。

5 文化芸術を活かした地域の活性化

- ・あいちトリエンナーレを契機とした文化施設以外の公共施設や民間施設など、暮らしに身近なまち全体を舞台にした文化芸術活動の展開。
- ・アウトリーチ活動やコミュニティアートの展開、庁内における組織横断的な施策展開による文化活動とまちづくりの融合、地域活性化。

6 鑑賞・創造環境の充実

- ・老朽化した文化施設の計画的な改修と設備の充実による安全快適な文化芸術活動の環境整備。
- ・関連する施設間の機能整理と使命（ミッション）を明確にした特色ある施設運営。
- ・指定管理者制度の効果・課題の検証による制度の充実。
- ・美術博物館等における交通アクセスの充実など文化活動の阻害要因の改善。
- ・在住外国人向けの文化事業・サービスの充実。
- ・他都市の関連施設との連携を通じた質の高い文化芸術プログラムの確保。

7 情報発信・プロモーションの充実

- ・インターネット等の多様なメディアの活用により、市民ニーズに応じた展覧会や公演の開催情報等の情報発信や利便性の高い予約システムの充実。
- ・文化団体や市民活動団体などによる市民主体のイベントや発表会などの身近な取組みに関するきめ細かい情報の収集・発信。
- ・普段アートに接する機会の少ない外国人市民への多言語対応による情報提供の充実。

第3章

文化振興の理念と目標

1 基本理念・基本目標

第2章で掲げた課題を踏まえ、本計画では施策体系を再構築するにあたって、基本理念と基本目標はこれまでのものを踏襲することとしました。将来にわたって継続性を持たせながら着実に推進します。

【基本理念】

伝統と市民文化が息づく 家康公のふるさと 岡崎

伝統ある岡崎市の文化を形づくり、また将来に向けて新たな文化を創造していくのも、その主役となる担い手は市民です。ダイバーシティや社会的包摂の概念を踏まえて、市民一人ひとりが、日頃から様々な文化に関心を持ちつつ、自ら創作活動を行うとともに、公演や展覧会、イベントなど質の高い文化に触れることで、文化的な感性を高められる環境をつくり、豊かな市民文化の創造を目指します。

また、これまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信され、市民が岡崎市で暮らすことに誇りを持てる文化の薫り高い都市となることも大切です。そのため、市民や団体、事業所等との交流や連携、各分野にわたる施策の推進を通じて独自の文化振興を図ります。

【基本目標】

1 個性豊かな 市民文化の創造

岡崎の歴史文化に深い理解と愛着を持ち、様々な文化活動に主体的に関わる市民を育てます。

2 文化の薫り高い 都市の実現

これまで伝えられてきた伝統を次世代に向けて継承しつつ、文化芸術が薫る都市の実現を目指します。

2 今後 10 年間で目指す将来の姿

本計画の 10 年間という計画期間の中で、より明確な方向性を示し、確実な施策展開を図っていくために、前述の基本理念等に加えて、「今後 10 年間で目指す将来の姿」を明示します。

市民文化芸術

全ての市民が、気軽に文化芸術に親しみ、自ら実践することを通じて、創造的で豊かな日常生活を送っています。



創造活動

伝統芸能から現代舞台芸術まで、創造的で質の高い文化芸術活動がまちに溢れ出し、若い芸術家もイキイキと活躍しています。



地域活性化

文化芸術を活かした観光振興や情報発信により、文化芸術都市としてのブランド力が向上し、まちが活性化しています。



ひとづくり

ふるさと岡崎に誇りと愛着をもち、新たな市民文化を拓く担い手となる子どもたちや若者が着実に育っています。



3 基本方針

(1) 文化芸術の振興

文化芸術活動には、鑑賞、創作・公演、学習などの活動がありますが、いずれもその主役は市民です。市民がそれぞれの興味や関心を活かし、気軽に文化活動に触れて、のびのびと実践することができるよう、文化芸術に親しむ機会や、文化活動を行う場の拡充を図ります。

また、本市の文化振興の先導的な役割を担う芸術家や指導者の育成に努めるとともに、文化に触れる機会の拡充、実践活動の支援等を通じて、次世代の文化の担い手となる青少年や、文化とまちづくりをつなぐ人材の育成を図ります。

(2) 歴史文化の継承と活用

本市の貴重な歴史的文化資産について、構想を踏まえて計画的に保存に努めるとともに、ネットワーク化を図り広く市民への周知を進めます。あわせて、伝統文化・伝統産業の体験や学習を通じて次世代への継承に努めます。

また、本市の歴史文化は全国に誇り得るものであるという認識のもと、歴史文化資産を観光に活用するとともに、都市イメージやブランドの向上に活用するなど、地域の活性化と結びつける様々な取組みを進めます。

(3) 文化を支える基盤づくり

市民による文化芸術活動が展開されるためには、様々な面で活動環境が整備されている必要があります。

そのため、本市の文化を支える基盤となる文化施設等の充実やネットワーク化、情報の収集・発信に努めるとともに、海外も視野に入れた多方面との文化交流を促進します。また、文化振興に関わる庁内推進体制の整備や文化団体・企業等との連携と協働を通じた文化振興のしくみづくりを進めます。

4 施策体系

基本理念
(第3章)

伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎



基本目標
(第3章)

基本目標1 個性豊かな市民文化の創造
岡崎の歴史文化に深い理解と愛着を持ち、様々な文化活動に主体的に関わる市民を育てます。

基本目標2 文化の薫り高い都市の実現
これまで伝えられてきた伝統を次世代に向けて継承しつつ、文化芸術が薫る都市の実現を目指します。

今後の10年間で
目指す将来像
(第3章)

《市民文化芸術》 全ての市民が、気軽に文化芸術に親しみ、自ら実践することを通じて、創造的で豊かな日常生活を送っています。
《創造活動》 伝統芸能から現代舞台芸術まで、創造的で質の高い文化芸術活動がまちに溢れ出し、若い芸術家もイキイキと活躍しています。
《地域活性化》 文化芸術を活かした観光振興や情報発信により、文化芸術都市としてのブランド力が向上し、まちが活性化しています。
《ひとづくり》 ふるさと岡崎に誇りと愛着をもち、新たな市民文化を拓く担い手となる子どもたちや若者が着実に育っています。

基本方針
(第3章)

基本方針1 文化芸術の振興

基本方針2 歴史文化の継承と活用

基本方針3 文化を支える基盤づくり

施策の方向と
取組内容
(第4章)

- 施策の方向
- 1-1 文化芸術活動の活性化
 - (1) 文化芸術に親しむ機会の拡充
 - (2) 市民が文化活動を行う場と機会の充実
 - (3) 市民が主体的に進める文化事業への支援
 - 1-2 文化を創造する人づくり
 - (1) 文化創造の担い手となる人材の育成・支援
 - (2) 文化を享受・創造する次世代の人材の育成
 - (3) 文化とまちをつなぐ人材の育成

- 施策の方向
- 2-1 歴史文化の保存と継承
 - (1) 文化財などの保存と活用
 - (2) 伝統文化の継承
 - 2-2 歴史文化を活かしたまちづくり
 - (1) 歴史文化の観光への活用



文化財の保存・活用については
岡崎市歴史的風致維持向上計画参照
(岡崎市歴史文化基本構想も策定予定)

- 施策の方向
- 3-1 文化関連施設の充実
 - (1) 文化振興の拠点整備
 - (2) 文化施設のネットワーク化
 - 3-2 文化情報の収集と発信
 - (1) 文化活動情報の収集・発信
 - (2) 利便性の高い情報システム
 - 3-3 文化交流の促進
 - (1) 国内外の都市との文化交流
 - (2) 文化団体や市民間の交流の促進
 - 3-4 文化振興の仕組みづくり
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 連携と協働の推進

重点プラン
(第5章)

- 重点プラン1** 市民会館などを核とした専門人材の育成
- 重点プラン2** 文化施設の整備・充実と事業連携の強化
- 重点プラン3** 市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり
- 重点プラン4** 市民と芸術の距離を近くするコミュニティアートの展開
- 重点プラン5** 岡崎が誇る伝統文化の次世代継承とシビックプライドの醸成

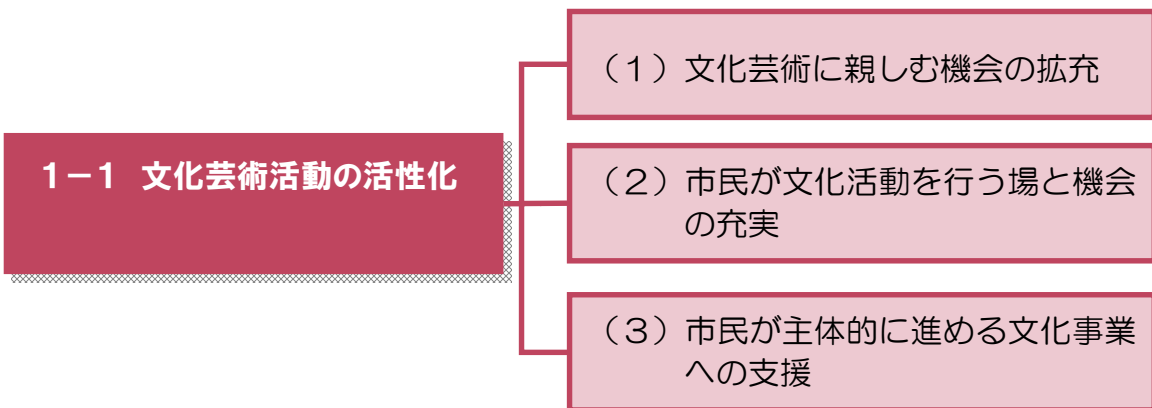
第4章

施策の方向と主要施策

基本方針1 文化芸術の振興

1-1 文化芸術活動の活性化

【施策の体系】



(1) 文化芸術に親しむ機会の拡充

市民の、特に現在、文化芸術に関心のない人の文化芸術に関する意識や関心を高めるために、また、文化芸術に関心があっても親しむことができない人たちが文化芸術に親しめるように、各種文化施設において、それぞれの機能にあった幅広いジャンルの多様な鑑賞機会を企画・提供します。さらに、文化施設だけにとどまらず、より身近な公共施設や民間施設、まちなかなどにおいて文化芸術に親しむ機会の拡充を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
1	ホール機能を有する施設における鑑賞機会の充実	市民に質の高い音楽や舞台などの鑑賞の機会を提供するため、岡崎市民クラシックコンサート、文楽事業など従来事業に加えて、市民会館やシビックセンターなどのホール系施設における企画内容の充実を図るとともに、自主事業の企画を推進します。	◎文化振興課
2	美術館系施設における鑑賞機会の充実	市民の、美術文化についての知識や関心を高めるため、幅広いジャンルの多様な文化芸術に触れられる企画展を開催するとともに、鑑賞意欲を高める教室や体験型の講座を開催し、魅力的に発信します。	◎美術博物館 地域文化広場 美術館

	施策・事業名	事業内容	担当課
		<p>美術博物館においては、収蔵してきた作品などを活用した企画展を開催します。</p> <p>おかざき世界子ども美術博物館においては、親子で楽しめる参加体験型の企画展や、世界の有名美術家の10代の作品を展示することで子どもたちの創造力を育みます。</p> <p>美術館においては、美術の多様性を楽しみ、公募展への出品の契機となるような、美術講座の開催などを継続して行います。</p>	
3	ジャズの鑑賞機会の充実	<p>本市のブランド化、街の活性化、文化・観光等の振興を図るため、図書館交流プラザに展示されているジャズコレクションを活用し、観光推進課とも連携しながら「ジャズの街岡崎」を国内外に発信します。また、市民との協働により、ジャズコンサートや地域と連携したジャズイベントを開催します。</p>	◎市民協働推進課
4	まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実	<p>各種文化施設の方針に基づいて、小学校やまちなか、乙川リバーフロント地区*の公共空間、商店街、民間の空きスペース、地域の施設などや、様々なまちづくり活動と連携し、アウトリーチ事業を展開するとともに、あいちトリエンナーレの開催、後進事業の企画など、まちなかで気軽に文化芸術に親しむ機会を充実します。</p>	◎文化振興課 市民協働推進課

※特に（仮称）乙川人道橋～中央緑道～籠田公園（「（仮称）岡崎セントラルアベニュー」）等のエリア

（２）市民が文化活動を行う場と機会の充実

主体的に創作活動や練習に励んでいる市民や団体の日頃の活動の成果を発表する機会、また、創作活動意欲を高める機会として、公募展を開催するとともに、文化施設だけにとどまらず、文化施設以外の公共施設や民間施設と連携し、文化活動や発表機会の場の充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
5	公募による美術展の開催	<p>文化活動を行う市民の向上心を育むため、作品の発表の場として、一般市民を対象とした市民美術展や、一般公募による岡崎美術展などの公募による美術展を開催します。</p>	◎文化振興課
6	文化活動や発表の場の充実	<p>文化活動や発表の場として、市民会館などの文化施設の活用や図書館交流プラザ、地域交流センター、市民センターなどの文化的な利用を進めます。また、地区集会所や教育施設等の公共施設、さらには病院や福祉施設、商業施設などの民間施設など、身近な施設の利用可能性を調査し、活用できる環境を整備します。</p>	◎文化振興課 市民協働推進課

(3) 市民が主体的に進める文化事業への支援

文化とは市民の生活の積み上げの上になり立つものであり、芸術は市民の創造によって表現されるものです。本市の文化芸術を市民との協働で進めるために、市民が参加できるイベントについて、市民と行政とが役割分担を行いながら、市民が自らの手で運営を行えるような支援や仕組みづくりを行います。また、これまで市が行ってきた文化事業についても、市民やボランティアとの役割分担を行い、市民主体の事業への移行を進めていきます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
7	文化や芸術に関する活動団体の支援	市と団体との役割分担を明確にしながら、岡崎文化協会や岡崎美術協会などが行う活動への支援を行うとともに、各団体が自主的な活動にとどまることなく幅広い市民に向けた公益的な文化芸術活動に取組めるように促します。	◎文化振興課
8	市民活動団体※への助成制度の充実	市民・企業・団体等が主体となって取組む文化芸術活動を積極的に育成・支援するため、市民活動団体に対する補助事業を継続して実施するとともに、文化芸術に関する市民活動団体に対して活用を進めます。	◎市民協働推進課 文化振興課
9	施設と地元住民との関連イベント	各地域交流センターや、シビックセンターなどの文化施設等において、地域住民とともに、地域性を踏まえた様々な交流イベントを開催します。	◎市民協働推進課 文化振興課
10	市民全体での文化芸術祭の開催	定期的に、異なる分野の文化団体等が連携し、市民が幅広く参加することのできる総合文化祭を開催します。	◎文化振興課

※「市民活動団体」とは、本市での定義は以下のとおり（岡崎市市民協働推進条例より抜粋）

不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しない活動を行うことを主たる目的とする団体。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

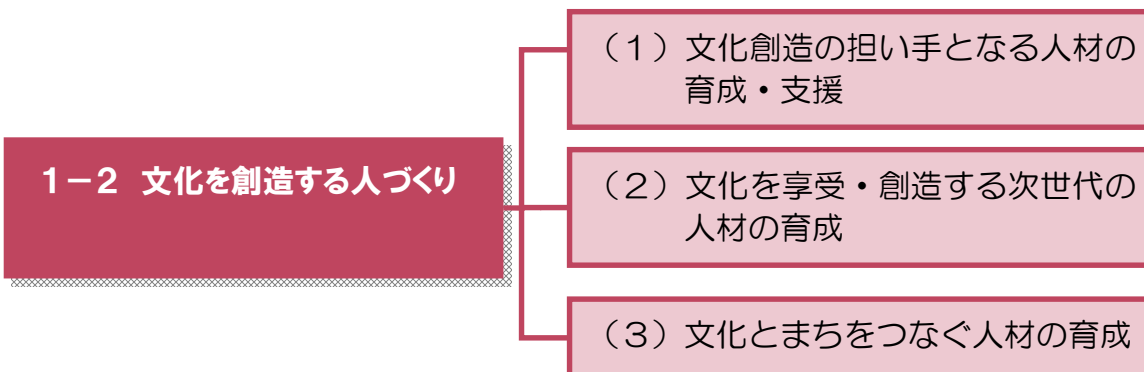
ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

1-2 文化を創造する人づくり

【施策の体系】



(1) 文化創造の担い手となる人材の育成・支援

本市から世界に通用し、社会的包摂の視点を持つ芸術家を輩出するとともに、彼らに本市における文化芸術活動の担い手として活躍してもらうため、新進の芸術家の発掘・育成を進めます。また、文化創造の担い手を支え、ともに本市の文化芸術の振興を推進する担い手を育成するため、文化活動を支えるボランティアの育成を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
11	新進芸術家発掘育成事業	文化創造の担い手となる人材を発掘するため、新進の芸術家が参加しやすい公募展を検討します。	◎文化振興課
12	芸術家の滞在型制作の場の創設	文化創造の担い手となる人材の発掘を行うとともに、そのコミュニティを形成するため、まちなかの空き家などを活用した、芸術家の滞在型制作の場の創設を検討します。	◎文化振興課
13	芸術家の登録制度の検討	様々な事業において発掘した市内在住または本市出身の芸術家を岡崎市にゆかりのある芸術家として登録する制度を検討します。	◎文化振興課
14	文化活動を支えるボランティアの育成	広く市民に開かれた公民連携による文化芸術振興を進めるため、図書館交流プラザの市民活動総合支援センターが開催する研修講座の情報を、各分野の文化団体のリーダーやメンバー、文化活動を支援するボランティアに対して提供するとともに、文化芸術の社会的包摂という幅広い視野からのボランティアの育成を図ります。	◎市民協働推進課 文化振興課

(2) 文化を享受・創造する次世代の人材の育成

子どもたちの文化芸術に対する関心を高めるとともに、表現方法を多様にし、創造性を高め、多様な人を受け入れられるようなコミュニケーション能力を育むため、各種文化施設や学校などと連携しながら、将来の岡崎の文化を担う子どもたちが音楽鑑賞や芸術鑑賞などの文化芸術に触れる機会や文化教育の充実を図ります。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が創作活動を直接体験できる機会を創出し、創造する喜びや生きがいを感じることができきるきっかけをつくり、次代の文化の担い手を育成します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
15	親子のためのコンサート、演劇・ミュージカ等企画	シビックセンター、図書館交流プラザでの親子のためのコンサート事業など、親子でコンサートや演劇、ミュージカルなどを楽しむことができる企画を通して、子どもたちの文化芸術への関心を高めます。	◎文化振興課 市民協働推進課
16	学校と連携した芸術ワークショップの開催	学校などと連携して、子どもたちが文化に触れ、実際に創造する楽しさや喜びを感じる機会の充実を図ります。	◎文化振興課 地域文化広場
17	次代の文化の担い手の育成	文化の担い手となる青少年を育成するため、子どもが質の高い芸術に触れる機会として、芸術家の学校への派遣事業を実施します。 次代の文化の担い手を育成するため、幅広い世代を対象とした、ジャズオーケストラの育成支援や、文化芸術に関するワークショップを開催します。	◎文化振興課 市民協働推進課

(3) 文化とまちをつなぐ人材の育成

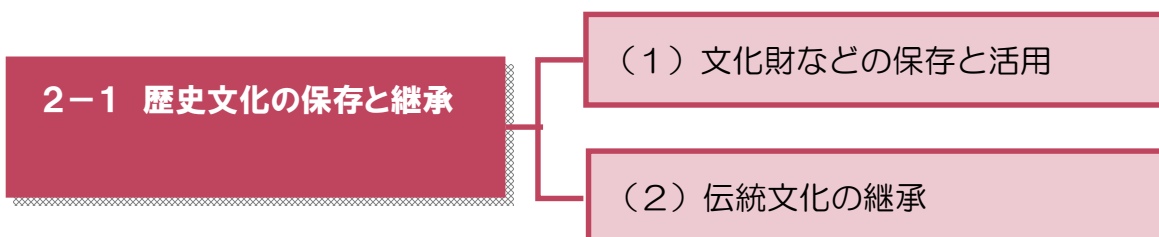
まちのあらゆる資源、生活シーンと文化芸術とを結びつけ、文化芸術を私たちにとってより身近にするとともに、文化芸術の視点からまちの活力を高めるため、市民がまちで文化事業に取組みやすくする仕掛けづくりや、まちと文化芸術をつなぐ人材育成、まちで文化芸術が展開できる推進体制の整備を進めます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
18	文化とまちをつなぐ仕組みづくり	市民が主体的かつ自発的に文化事業に取組めるように、岡崎市制 100 周年記念事業の一環で行われた「チャレンジ 100」を発展させた公募型市民企画事業（助成）など、市民の企画実施による取組みをサポートする仕組みづくりを検討します。	◎文化振興課
19	文化とまちと人をつなぐ人材の育成	文化芸術とまちとをつなぐとともに、社会的包摂の視点などを踏まえて文化芸術事業を検討できる専門的な人材を育成します。	◎文化振興課
20	文化を感じるまちづくりの推進体制の整備	ジャズやダンスなどの舞台芸術や、あいちトリエンナーレでみられた現代美術などの既存の取組みを、まち全体を舞台に展開することを目指して、その仕組みを検討する推進体制を整備します。	◎文化振興課

基本方針 2 歴史文化の継承と活用

2-1 歴史文化の保存と継承

【施策の体系】



(1) 文化財などの保存と活用

地域に固有の貴重な資産であり、地域の歴史と市民をつなぐ重要な資源である文化財を活用して本市の歴史に関する市民の関心を高めるため、指定・未指定に関わらず、あらゆる文化財の調査を行うとともに、その調査結果に応じて適切に保存・活用、展示を行い、岡崎の豊かな伝統文化の次世代への継承・発展を図ります。

また、岡崎公園や岡崎公園に立地する施設については、「岡崎城跡整備基本計画」に基づいて、調査を実施し、復元整備を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
21	歴史文化資産の展示	岡崎城や三河武士のやかた家康館、むかし館等の役割分担を図りながら、歴史文化の新たな視点による展覧会を企画するとともに、各展覧会の効果的な広報手段や、展示説明会及び展覧会関連講座等の開催を検討するなど歴史文化資産の展示の充実を図ります。	◎文化振興課 中央図書館 美術博物館
22	文化財の保存と活用	「岡崎市歴史文化基本構想」を策定し、文化財保護と活用の方針を明確にしながら、文化財を、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用します。また、「旧額田郡公会堂及物産陳列所」の保存活用計画を策定し、その計画に基づき保存修理を行います。	◎社会教育課 美術博物館
23	岡崎（城址）公園の整備・活用	「岡崎城跡整備基本計画」に基づいて、岡崎城に関する発掘調査や文献調査などを実施するとともに、堀・石垣等の遺構の保存修復・復元整備を行います。岡崎城跡の本質的価値を顕在化させる整備・活用を進めます。	◎社会教育課 美術博物館

(2) 伝統文化の継承

地域固有の伝統文化を受け継ぎ、発展させていくために、また、市民の感性や想像力を刺激して、未来に向けて一人ひとりの可能性を引き出すために、学校や文化施設等と連携し、本市に伝わる伝統文化を、市民、特に次世代を担う子どもたちに伝える取組みを充実させます。知識として教えるだけでなく、直接伝統文化に触れたり、体験したりする機会を充実します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
24	伝統文化の体験	文化活動団体と学校とが連携し、子どもたちが、茶道や華道など、日本の伝統文化を体験する機会や、石、和ろうそく、三河木綿、花火などの地場産業・伝統工芸、伝統産業や文化財・建造物の保存修理などの知識を学び、技術を体験する講座を開催します。また、子どもたちの地域のお祭りへの参加をすすめます。	◎文化振興課 社会教育課
25	伝統芸能の資料収集と保存	市内の伝統芸能・伝統文化を後世に伝えるために、現状と課題について調査を行い、必要な資料の収集・保存に努め、その担い手の育成に努めます。	◎文化振興課 市民協働推進課 中央図書館 社会教育課 美術博物館

2-2 歴史文化を活かしたまちづくり

【施策の体系】

2-2 歴史文化を活かしたまちづくり

(1) 歴史文化の観光への活用

(1) 歴史文化の観光への活用

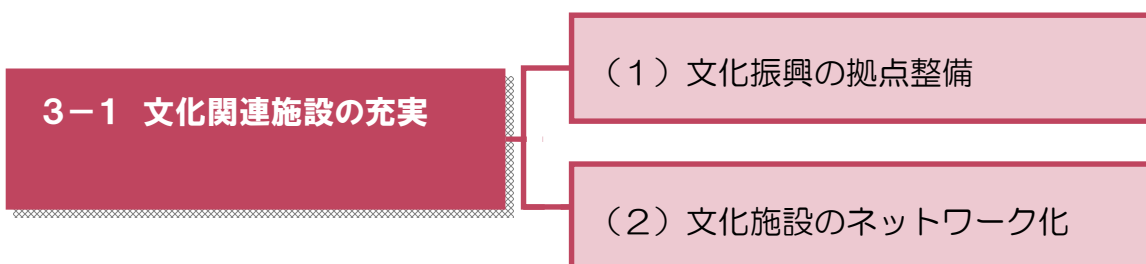
本市独自の歴史文化資産や文化芸術資産を、市民だけにとどまらず、市外の人たちにも本市の魅力として発信するために、その価値や魅力を再評価し、異なる分野の資産と組み合わせながら、観光振興の資源として有効活用するとともに、地域ブランドの構築につなげます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
26	歴史文化の観光への活用	「観光基本計画アクションプラン」に基づいて、歴史文化資産、文化芸術資産を観光ルートに組込んだり、歴史文化・文化芸術情報を観光情報と合わせて発信するなど、本市の歴史文化の魅力を観光に活用します。	◎観光推進課 まちづくりデザイン課

基本方針3 文化を支える基盤づくり

3-1 文化関連施設の充実

【施策の体系】



(1) 文化振興の拠点整備

多様化が進む社会や市民生活に対応し、文化施設に求められる役割も変化しています。そのため、市民会館を核としたホール系施設や美術館系施設について、それぞれの施設の使命（ミッション）を改めて明確化し、各施設の機能や特色を活かした、効果的な利活用がなされるように努めます。さらに、社会的包摂の理念を尊重し、市民が多様な文化活動を積極的に行うことができるように、施設や設備、展示等の充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
27	ホール系施設の充実	市民会館やシビックセンターなどのホール系施設において、施設の機能を活かした自主事業の充実を図るとともに、市民ニーズに応じた使いやすい施設となるように充実を図ります。	◎文化振興課
28	美術館系施設の充実	美術・博物の展示や学習、鑑賞機会の充実に向けて、「岡崎市公共施設等総合管理計画」に基づいて、美術館3館*の機能整理を行います。また、中核となる美術博物館における常設展示棟について、将来構想の策定を進めます。	◎美術博物館 地域文化広場 美術館
29	市民文化活動拠点の充実	日常的な市民文化活動の充実に向けて、図書館交流プラザや地域交流センターなどの機能を充実し、多様な市民文化活動や交流を促進します。また、商業施設や事業所など民間施設なども活用した身近な発表・鑑賞機会の充実に努めます。	◎市民協働推進課 中央図書館
30	老朽化文化施設の整備方針の検討	老朽化が進む文化施設の適切な改修による長寿命化のため、公共施設に関する総合的な管理計画のなかで、老朽化した文化施設の改修計画を検討します。	◎文化振興課 社会教育課 市民協働推進課

※「美術館3館」は、「市美術博物館」「地域文化広場（おかざき世界子ども美術博物館）」「市美術館」を指す。

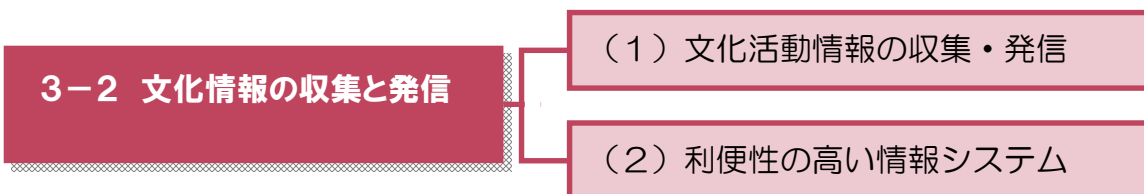
(2) 文化施設のネットワーク化

中心市街地から山間部まで多様な地域を抱える本市において、多様な価値や地域性を包摂した豊かな文化芸術を育むことが求められます。そのため、市内の文化施設の利便性の向上や事業内容の充実を図るとともに、個別施設では対応しきれない多様なニーズや地域課題に対応できるように、他の公共施設や民間施設・サービス、市外の文化施設を含めた文化施設のネットワーク化を推進し、各施設の特色や独自のノウハウを活かした機能分担や連携を進め、質の高い文化芸術の創造に寄与します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
31	市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築	文化創造拠点として市民会館における自主事業やプログラム開発、専門人材育成などの機能強化を図るとともに、市内の文化施設のネットワークを強化して事業連携や利便性の向上を図ります。	◎文化振興課
32	指定管理者制度・民間活力の活用	文化施設の管理運営に関して、市民のニーズに沿ったサービスが提供されるように、これまでの指定管理者制度を評価し、施設の特色を活かした適切な民間活力の導入を進めます。	◎文化振興課
33	文化芸術とまちとの接点づくり	市民会館を拠点として周辺地域や他の拠点施設と連携をはかり、必要に応じて基盤整備を行うとともに、まちなかにおける一体的な文化芸術活動を展開します。また、文化芸術活動に利用できる民間施設等のネットワーク化を検討します。	◎文化振興課

3-2 文化情報の収集と発信

【施策の体系】



(1) 文化活動情報の収集・発信

市民の多様な文化芸術活動を活性化させるとともに、歴史文化資産を有効活用することなどによる市民のシビックプライドの醸成にもつなげるため、アクセスしやすい文化芸術活動情報の発信が求められます。そのため、文化芸術活動などを行う個人や団体、地域、事業者などから寄せられるイベント等の情報を収集するとともに、文化芸術活動の実績や、芸術家や指導者などの情報などを含め、HPや情報誌などの多様なメディアを効果的に活用した情報発信を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
34	文化情報等の収集	これまでに本市で行われてきた様々な文化芸術活動の記録などの情報を蓄積し、貴重な文化芸術資産としてアーカイブ化します。	◎文化振興課 市民協働推進課
35	文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信	文化芸術や歴史、ジャズなどのイベントの情報を一元的に集約し、アーカイブ情報とともにHPや情報誌、観光交流施設や図書館交流プラザなどでのPRなどを通じて、わかりやすく情報発信します。	◎文化振興課 市民協働推進課 中央図書館 美術博物館
36	時代に即した情報発信方法の検討	情報技術の進歩やライフスタイルの変化などを踏まえて、多様な活動主体からの自由な情報発信を可能にしたりターゲットに応じた新たな発信方法を検討し、幅広い市民の認知度や関心の向上に努めます。	◎文化振興課

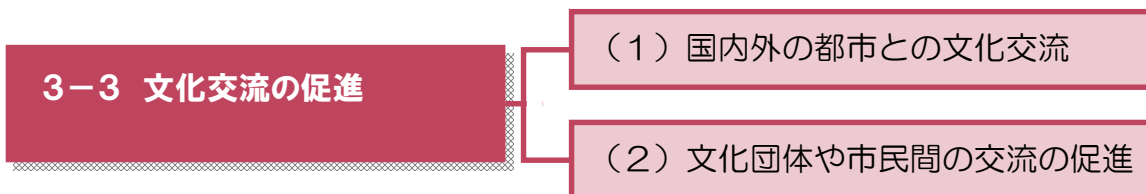
(2) 利便性の高い情報システム

市民や市外からの来訪者などが、自宅や遠隔地から、いつでもオンラインで施設予約などができる利用しやすい情報システムの普及及び充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
37	利用しやすい文化施設の仕組みの検討	PCやスマートフォンなどから施設予約ができる「あいち共同利用型施設予約システム」の有効活用を促すとともに、利用料金やチケットのオンライン決済、寄附行為など、利用ニーズに応じた仕組みの充実を検討します。	◎文化振興課

3-3 文化交流の促進

【施策の体系】



(1) 国内外の都市との文化交流

文化芸術の力を生かして、都市間競争に負けないような産業都市岡崎としての魅力を創造・発信していくために、国内外の文化施設などとの連携を図り、岡崎の文化の市外へのプロモーションや新たな文化芸術の導入、異文化への理解、国際交流の促進などを図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
38	国内外の文化施設との連携強化	親善都市などをはじめとする国内外の都市の文化施設との連携を深め、事業内容の充実を図ります。また、アーティストの海外派遣などにより、本市独自の文化芸術の発信と、文化を通じた交流プログラムの仕組みづくりを検討します。	◎文化振興課
39	文化的な国際交流等を行う団体との連携	本市や近隣自治体を拠点に国際交流や国際協力などを進めている活動団体同士が、自国の様々な文化を発信して相互理解を深めるなど、文化を通じた草の根の交流プログラムを進めます。	◎文化振興課

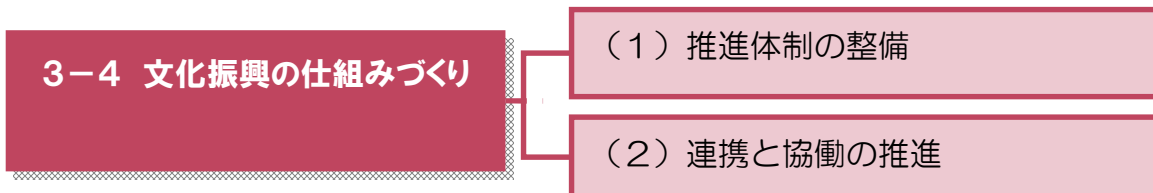
(2) 文化団体や市民間の交流の促進

多様化する地域課題や住民ニーズ、新たな価値観に柔軟に対応した文化芸術の振興に向けて、市内で活動する文化団体や様々な分野の市民活動団体、NPO、事業所、大学などが交流を深め、ネットワーク化を図ることで、個々では難しい新たな活動内容やプログラムの創出、自立した組織づくりなどを進めます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
40	文化団体との連携推進	市内で活動する文化団体相互の交流促進や広報での情報発信など、文化団体との連携を進め、各団体の主体的な文化芸術活動の活性化を支援します。	◎文化振興課
41	文化団体等の交流の機会づくり	文化団体等と、他の分野で活動する市民団体等や事業所、大学などとの連携・交流を促す機会をつくり、協働による新たなイベントや地域活動などを促進します。	◎市民協働推進課 文化振興課

3-4 文化振興の仕組みづくり

【施策の体系】



(1) 推進体制の整備

前述のように多岐にわたる文化芸術活動を推進し、多様な価値を包摂した豊かさを実現していくために、文化施設における専門スタッフの充実や質の高い企画運営体制の強化を図ります。また、多分野にわたる施策・事業を文化的な視点を持って横断的に推進するとともに、第三者の視点も踏まえたP D C Aを進めるために、庁内検討組織及び有識者等による事業内容の調整や評価、見直しに取組みます。今後は、民間が主体となって文化芸術事業の企画運営や第三者評価、資金援助などの文化芸術振興に取組むアーツカウンシル[※]機能の導入の検討を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
42	有識者等の意見の施策への反映	文化芸術施策の推進にあたっては、専門的見地から事業企画や第三者評価などを行うアーツカウンシル機能の導入に向けて、学識者や有識者、公募市民等によって構成される外部評価組織（岡崎市芸術文化行事運営委員会）の機能の充実を図ります。	◎文化振興課
43	文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化	芸術家や市民などの幅広い文化芸術活動を支援するために、文化施設におけるスタッフの育成を通じて専門性を高めるとともに、施設間の連携なども通じて企画運営体制の強化を図ります。	◎文化振興課
44	庁内における文化施策の進行管理・評価の推進	庁内の横断的な組織（文化振興推進計画庁内検討会議（仮称））をもとに、多分野にわたる文化芸術施策の調整や成果検証などを行い、情報共有を図ります。	◎文化振興課
45	文化活動の定期的な状況把握	文化活動を阻害する様々な要因を定期的に調査して把握するとともに、関係各課や文化施設と連携して主要課題の解決に向けた取組みを進めます。	◎文化振興課

※「アーツカウンシル」とは、文化芸術に対する助成の審査・決定、助成された活動の評価等を行う専門家等による第三者機関のこと。設立した地域により機能は少しずつ異なるが、専門家による審査・評価・調査研究を行う機能は共通。

(2) 連携と協働の推進

市民を中心とした文化活動の活発化を目指し、本市の文化芸術活動を担う文化団体や芸術家、ボランティア、さらには企業や大学などとの交流・連携を強化して、行政と民間が相互に役割分担しながら、地域が一体となって文化芸術活動を推進します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
46	文化団体・ボランティアとの連携強化	文化団体や市民活動組織、ボランティアなど、本市における文化芸術活動を支えている市民との連携を強化し、市民による主体的な文化活動の活性化に努めます。	◎市民協働推進課 文化振興課
47	企業・大学等との連携・交流の促進	企業のメセナ活動や活動拠点の提供、ノウハウや人材の提供、共催イベントの開催など、文化振興に関する企業や大学等との連携・交流を促進して、文化芸術活動の活性化を図ります。	◎文化振興課

第5章

重点プランの推進

1 重点プランとは

前述の第4章【施策の方向と主要施策】に示している数多くの施策・事業を着実に推進し、基本理念「伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎」の実現を目指すために、各課が担当する施策・事業を個別に進めるだけでなく、共通するテーマにより連動性をもたせながら推進し、相乗効果を発揮させていく戦略的な視点が大切です。

そこで、第4章に示している施策・事業のうち、主要課題の解決にむけて重点的、優先的に進めていくべき施策・事業を、以下の5つの「重点プラン」として明確に位置づけ、将来を見据えた魅力ある文化芸術振興を推進します。

重点プラン1

市民会館などを核とした専門人材の育成

重点プラン2

文化施設の整備・充実と事業連携の強化

重点プラン3

市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり

重点プラン4

まち全体を舞台として、市民と芸術の距離を近くする
コミュニティアートの展開

重点プラン5

岡崎が誇る伝統文化の次世代継承と
シビックプライドの醸成

2 重点プラン

重点プラン 1

市民会館などを核とした専門人材の育成

基本方針

- 2016（平成28）年10月にリニューアルした市民会館をはじめ、市内の数多くの文化施設を有効活用し、文化芸術活動を育む拠点としての機能や役割を強化していくために、文化芸術に関する高い専門性ととも、文化芸術活動を通じて地域課題に向き合っていく社会的包摂の視点を有するようなアートマネジメントを担う専門スタッフの充実を目指します。
- 幅広い文化芸術分野において、古くから育まれてきた伝統に根ざした新たな価値などが生み出され、独自の革新的な文化芸術が絶えず創出され、発信し続けるような、将来にわたって活躍できる若い芸術家の育成・支援に努めます。

取組1 専門スタッフの育成・確保

- 文化施設の運営を担う行政職員や指定管理者内において、美術や舞台芸術等の芸術分野に関する実務やプログラム企画、市民文化芸術活動のコーディネートなどに関する専門知識やノウハウが蓄積される仕組みづくりを検討し、専門性の高い人材の育成を進めます。
- 日常的に文化芸術に触れあう機会が少ない市民に対して、文化芸術活動への参加を促すための高い芸術能力とコミュニケーション能力をもつ芸術家を育てることを目的として、美術や舞台芸術などの各分野において主体的に活動できる「創造スタッフ（仮称）」の育成・確保を進めます。

【関連する主な施策】

- ・文化とまちと人をつなぐ人材の育成【1-2-(3)-19】
- ・文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化【3-4-(1)-43】
- ・指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】
- ・文化団体等の交流の機会づくり【3-3-(2)-41】

取組 2

若手芸術家のインキュベーション機能[※]の充実

- 市内外の若手芸術家の滞在型による創作活動や市民へのアウトリーチ、異なる分野の芸術家や専門家の幅広い対話・交流など、多様な芸術家が切磋琢磨しながら創作活動に打ち込み、成長できる場の創設を検討します。
- ダンスや映像、音楽などを学ぶ育成アーティストを対象にして、ワークショップ形式による滞在型の人材養成プログラムを行い、将来にわたり岡崎の文化芸術を支える新たな人材を育成します。

※「インキュベーション機能」とは、若手芸術家等が軌道に乗るよう支援を行う機能のこと。

【関連する主な施策】

- ・ 芸術家の滞在型制作の場の創設【1-2-(1)-12】
- ・ ホール系施設の充実【3-1-(1)-27】

基本方針

- 本市にある民間施設を含む数多くの文化施設が、市民の身近な文化芸術活動の場として、今後も持続的かつ安定的に有効活用されることが求められます。
- そのため、施設の目的や使命・役割を見直すとともに、社会的な課題や市民ニーズ等を踏まえた市内外の関連施設とのネットワークの強化と機能分担・集約、さらに老朽化する施設の計画的な整備・改修を進めます。

取組1 美術館3館の機能整理

- 美術館3館について、博物館法に適合した美術館・博物館群として、「岡崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に機能整理及び集約化を図っていきます。
- 美術館3館における概ねの機能は、「美術博物館」は市の美術博物施設の中核施設、「おかざき世界子ども美術博物館」は美術博物館の子ども部門、「美術館」は美術博物館のギャラリー部門（貸館）及び絵画教室などの美術講座等を行っていく施設と位置付けます。
- 概ねの機能を前提に、各館収蔵品の収集水準や保管場所についての方針も決定します。
- 美術博物館については、展示機能を充実し、本市の歴史文化の情報発信を強化することを想定した、常設展示棟について将来構想の策定を進めます。

【関連する主な施策】

- ・美術館系施設の充実【3-1-(1)-28】
- ・美術館系施設における鑑賞機会の充実【1-1-(1)-2】
- ・歴史文化資産の展示【2-1-(1)-21】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】

取組 2

ホール系施設の役割分担と市内外における事業連携の拡充

- 様々な規模のホールを有する施設において、各施設の目的やミッション（使命）、位置づけや役割などを見直し、今後の運営方針や事業内容等を明確にするために事業計画を策定します。
- 指定管理者が管理運営にあたる施設において、日常的な情報交換を通じて交流・連携を深めることで、各施設の方針や事業計画を共有するとともに、施設連携型プログラムの実施や、アートマネジメントに関するノウハウ向上、ネットワークの共有による専門スタッフのスキルアップを進めます。
- 国内外の文化施設や芸術家とのネットワークを積極的に構築し、本市独自の文化芸術プログラムを外部に発信し、シティプロモーションにつなげるとともに、他施設との連携公演なども展開することで、評価の高い鑑賞プログラムを利用しやすい料金で提供できるように努めます。

【関連する主な施策】

- ・ ホール系施設の充実【3-1-(1)-27】（再掲）
- ・ 指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】
- ・ 市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築【3-1-(2)-31】
- ・ 文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化【3-4-(1)-43】
（再掲）
- ・ 国内外の文化施設との連携強化【3-3-(1)-38】
- ・ 歴史文化の観光への活用【2-2-(1)-26】
- ・ 利用しやすい文化施設の仕組みの検討【3-2-(2)-37】

基本方針

- 本市では、他都市に先駆けて早い時期から、美術協会や文化協会などが中心となって市民主体の文化芸術活動が展開されてきてことが大きな強みといえます。
- 都市間競争の時代において、岡崎市としての創造的な都市の魅力を高めていくうえでも、こうした関係団体や市民が公益的な文化芸術活動の担い手となって、幅広い市民に向けて質の高い文化芸術活動を行っていくことが求められます。
- 今後、文化芸術と市民生活、まちづくりを結びつけて、文化都市岡崎として発展を遂げるためには、子どもから高齢者、外国人まで多様な市民の参加を促すとともに、文化団体や市民活動団体、企業など、多様な分野・セクターの協働・連携を通じて地域ぐるみで文化芸術活動を盛り上げていくことが必要です。

取組 1

文化芸術振興に資する公募型市民企画事業の導入

- 市民・企業・団体等が主体となって取組んでいく文化芸術活動を積極的に育成・支援するため、岡崎市制 100 周年記念事業の一環で行われた「チャレンジ 100」の取組みを活かし、文化芸術振興を含む公募型市民企画事業（助成等）の導入を進めます。
- 今後は、民間が主体となって文化芸術事業の企画運営や第 3 者評価、資金援助などの芸術振興に取り組む、アーツカウンシル機能の導入の検討を行います。

【関連する主な施策】

- ・文化とまちをつなぐ仕組みづくり【1-2-(3)-18】
- ・有識者等の意見の施策への反映【3-4-(1)-42】

取組 2

文化団体と幅広い市民活動団体・企業等との連携促進

- 様々な分野の市民活動団体と、文化芸術関連の団体や芸術家等との連携を深め、アートの視点を採り入れた創造的かつ魅力的な市民活動や地域づくりが展開されるように、お互いの経験やノウハウ、ネットワークを生かすための交流会や情報交換会などのマッチングの機会づくりを進めます。
- 施設運営や文化事業の実施等において、文化団体や企業等との連携による事業運営をコーディネートし、民間のノウハウやネットワークを活かした協働型の効果的な文化振興を推進します。

- 民間企業等と連携を図り、事業所や倉庫、集客施設など、文化芸術に活用可能な空間の発掘・ネットワーク化を図ります。

【関連する主な施策】

- ・文化団体・ボランティアとの連携強化【3-4-(2)-46】
- ・企業・大学等との連携・交流の促進【3-4-(2)-47】
- ・指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】(再掲)
- ・文化活動や発表の場の充実【1-1-(2)-6】

取組3 ボランティアスタッフ（コミュニティサポート）の充実

- 広く市民に開かれた官民連携による文化芸術振興を進めるために、施設における接遇や案内、情報誌の発行などの施設運営をサポートするボランティアの育成及び組織化を進めます。
- 情報発信を支えるボランティアスタッフの協力も得ながら、市内の各種教室や指導者、芸術家の活動などを適宜情報収集するとともに、これまでに蓄積された文化芸術活動に関する多様な情報をアーカイブ化して、HP等でわかりやすく市民に提供します。

【関連する主な施策】

- ・文化活動を支えるボランティアの育成【1-2-(1)-14】
- ・文化情報等の収集【3-2-(1)-34】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】(再掲)

基本方針

- 本市では、まちなかでジャズに出会う「ジャズストリート」や、「あいちトリエンナーレ」における民間施設等での作品展示、ダンス・オペラといった舞台芸術など、まちなかで気軽にアートに触れられる取組みが着実に進められています。
- 市民の生活から遊離しがちな音楽や美術、演劇、舞踊、伝統芸能などの文化芸術を、日常の身近な暮らしの中に持ち込み、市民が文化芸術と触れ合う「コミュニティアート」の取組みを推進することで、その魅力や素晴らしさを知ってもらうとともに、社会的包摂の視点も踏まえた市民と地域社会とのつながりづくりが求められます。
- さらに、これまでに培われてきた伝統芸能や文化芸術活動に加えて、ジャズ、ダンス、現代アートなどの異なる取組みを融合した新たなプログラムや自主企画の制作など、本市独自の文化創造やアウトリーチ・教育プログラムの充実を目指します。

取組1 まちなかを舞台にしたアートプロジェクトの充実

- ジャズやダンスなどの舞台芸術や、あいちトリエンナーレでみられた現代美術など、既存の取組みを生かしてまち全体を舞台に展開することで、市民が気軽に触れ合ったり文化芸術の創造のプロセスに参加できる機会を数多く提供します。
- こうした取組みを、観光やシティプロモーションの取組みと連携を図りながら、市外にも開かれた取組みとして推進することで、文化都市岡崎としての誇りや愛着の醸成、都市イメージの向上、地域ブランドの構築につなげます。

【関連する主な施策】

- ・文化を感じるまちづくりの基盤整備【1-2-(3)-20】
- ・文化芸術とまちとの接点づくり【3-1-(2)-33】(再掲)
- ・歴史文化の観光への活用【2-2-(1)-26】(再掲)

取組2 文化芸術活動拠点の発掘及びネットワーク形成

- 文化芸術活動に利用可能な空間（施設）として、地区集会所や学校、保育園、さらには病院や福祉施設、商業施設や倉等の民間施設などをリストアップしてネットワーク化します。そして、施設関係者と連携を図りながら利用可能性を検討し、新たな教育プログラムなどを展開します。
- 市民会館を拠点として、東岡崎駅から人道橋、籠田公園をつなぐ軸と、その周辺で利用可能な施設（空間）での作品展示やワークショップなどを組み合わせながら、文化芸術周遊ルートとして位置づけ、イベントを開催するなど新たな展開を目指します。

【関連する主な施策】

- ・市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築【3-1-(2)-31】(再掲)
- ・文化芸術とまちとの接点づくり【3-1-(2)-33】(再掲)
- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】
- ・文化活動や発表の場の充実【1-2-(2)-6】

取組3

アウトリーチ及び教育プログラムの推進

- 地域のコミュニティ施設や民間施設などの市民生活に身近な場所で、鑑賞機会やアウトリーチプログラムなどを充実することで、文化芸術に対する興味を掘り起し、市民の生活の質の向上や地域課題の解決などを目指します。
- 問題を抱える人や地域に溶け込みにくい外国人居住者などに対して、文化芸術活動を通じて社会との接点や問題解決のきっかけを得るなど、社会的包摂の視点を踏まえたプログラムを展開します。
- 地元で育った人材や国内外のゲストアーティストなどとともに、ダンスや演劇、映像などを融合した新たな舞台芸術を創造し、学校をはじめ身近な場所で多くの鑑賞機会を提供する取組みを進めます。

【関連する主な施策】

- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】(再掲)
- ・芸術家の登録制度の検討【1-2-(1)-13】

基本方針

- 本市は、徳川家康公生誕の地であり、江戸文化を創造した三河武士の故郷として、わが国の文化の形成に非常に重要な役割を果たしてきました。
- 先人の不断の努力により、家康公ゆかりの寺社をはじめとする文化財や歴史ある町並み、伝統芸能や祭事、さらには石工や三河花火、三河仏壇、がら紡、八丁味噌などの全国有数の伝統産業など、歴史ある伝統文化が継承されてきました。
- 本市が誇る伝統文化を大切に次世代に継承し、郷土への誇りと愛着を育むとともに、ジャズやアートなど新たな文化芸術の創造とシビックプライドの醸成を目指します。

取組 1

岡崎城等の歴史文化施設の役割分担と事業連携の拡充

- 郷土の歴史文化に対する市民や観光客の理解を深めるために、岡崎城の歴史資料館、三河武士のやかた家康館、むかし館、藤川宿資料館、六ツ美歴史民俗資料室など数多くの歴史文化施設の特色を明確にして有効活用を図ります。また、各施設の効果的な役割分担や事業連携を進め、関連性を持たせたわかりやすい展示や共同イベントの開催などを推進します。
- 旧額田郡公会堂及物産陳列所においては、保存活用計画を策定し、国の重要文化財として保存・修理を進めることで施設の再稼働を図るとともに、本市の文化財を展示・紹介する文化財巡りの拠点施設として有効活用を進めます。
- 美術博物館においては、本市の歴史文化の情報発信を強化することなどを想定した、常設展示棟についての将来構想を策定し、展示機能の充実を目指します。

【関連する主な施策】

- ・ 歴史文化資産の展示【2-1-(1)-21】
- ・ 老朽化文化施設の整備方針の検討【3-1-(1)-30】
- ・ 美術館系施設の充実【3-1-(1)-28】(再掲)

取組 2

歴史文化資産の再評価及び教育プログラムの充実によるシビックプライドの醸成

- 数多くの文化財や歴史的町並み、伝統芸能、伝統産業など、本市に残る様々な歴史文化資産の価値や魅力などを掘り起こし、蓄積された情報をアーカイブ化してSNS等の新たなメディアも活用してわかりやすく情報発信します。
- アーティストや教員らとの協働を通じて、歴史文化資産を有効活用した魅力的な教育プログラムを開発し、将来を担う子ども達や若者などに郷土学習の一環として展開することで、次世代の本市に対する誇りや愛着を醸成します。

【関連する主な施策】

- ・時代に即した情報発信方法の検討【3-2-(1)-36】
- ・伝統文化の体験【2-1-(2)-24】
- ・伝統芸能の資料収集と保存【2-1-(2)-25】

取組 3

「ジャズの街 岡崎」の取組みの充実と地域ブランドの確立

- 世界的にもユニークなジャズコレクションを有する都市として、ジャズをテーマに音楽文化の普及に取り組む団体やボランティアと連携を図り、音楽で賑わうまちづくりを推進します。
- 毎年11月に開催する「岡崎 JAZZ November」を、春の桜まつりや夏の花火大会と並ぶ秋の風物詩として定着できるように、秋の岡崎城下家康公秋まつり等との連携を進め、岡崎の文化芸術事業として一層の充実を図ります。
- ジャズコレクションを活用したセミナー開催等により情報発信力を高める一方、次世代に向けたジャズのアウトリーチ活動や育成支援を推進し、シビックプライドの醸成と文化芸術都市としての地域ブランドの向上を目指します。

【関連する主な施策】

- ・ジャズの鑑賞機会の充実【1-1-(1)-3】
- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】
- ・次代の文化の担い手の育成【1-2-(2)-17】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】
- ・文化団体・ボランティアとの連携強化【3-4-(2)-46】

第6章

文化施設の役割

1 文化施設に求められる役割

本市の文化芸術振興は、各文化施設を拠点に展開をしています。そのため、本計画に記載する事業を着実に遂行していくためには、市内にある文化施設の役割を明確にし、それぞれの役割を着実に果たしていくことが必要です。

現在、他市文化施設においても、施設の役割・使命（ミッション）等を明文化し、それに従って、文化事業を展開する施設が増えています。

本市の文化施設においても、施設設備の老朽化対策や多様化したニーズへの対応時期などの節目において、その施設の果たすべきミッションが問われてきました。

そこで、本計画の策定にあたり、現時点での、文化施設のミッションを明文化します。

そして、次年度以降、順次、施設毎のミッションを具現化するための、具体的事業の内容や事業の実施時期などを検討したアクションプランを整理し、また、文化施設における機能整理を明確化していきます。

文化施設は、その地域における貴重な文化資産であり、明文化には、文化施設に関わる人々や地域の意見が、適切に反映される必要があります。また、文化施設同士の連携の視点や、観光・産業の振興の視点、そして文化施設のまちづくりへの貢献の視点も欠くことができず、多様化する社会ニーズに対応し続けるため、柔軟に変容し続けることも必要です。

文化施設が、自ら考え、行動する施設となることを目指し、その第一歩として、ミッション、アクションプランの明文化及び文化施設間の機能整理に取り組めます。

2 施設別

市民会館

これまで貸館運営中心であった市民会館について、文化芸術基本法、劇場・音楽堂等活性化法の示す方向性に基づいて、文化芸術と社会との関わりの創出を進めます。

具体的には、市民と文化芸術の距離を近くするようなアーツマネジメントを、様々な市民組織、文化芸術団体及び企業などと協働し、市民会館が主体的、かつ創造的に行うことにより、西三河の中心都市たる岡崎市において、これまで培われてきた文化芸術活動をさらに発展させ、また、新たな文化芸術の息吹を育みます。そして、住んでよかったと思う、あるいは、住んでみたいと思う持続的で魅力ある都市を支える文化芸術の基盤構造（インフラストラクチャー）の核としての役割を担います。

竜美丘会館

市民の集会その他の催しの場とすることを目的とする施設として、貸館中心の運営を継続します。特に、東岡崎駅から近いなど交通アクセスの良さを活かし、講演会、展示会、音楽会や各種大会など多目的な利用を展開します。市民会館を中核としたホールを有する文化施設間の連携に寄与する役割を担います。

せきれいホール

音楽、演劇その他の催しの場とすることを目的とする施設として、概ね、貸館中心の運営を維持しつつ、市民会館と一体となって、文化芸術の基盤整備を進める役割を担います。

シビックセンター

市民の文化芸術の向上を図るとともに、市民の交流の場とすることを目的とする拠点施設として、コンサート専用ホールでの優れた文化芸術の鑑賞の機会創出や、交流広場での賑わい創出を核とした、貸館運営とシビックセンターの主体的、かつ創造的な文化芸術活動（自主事業）を継続して進めます。

また、市民会館を中核としたホールを有する文化施設間の連携に寄与し、南方における文化施設の拠点施設として多面的な役割を担います。

美術博物館(マインドスケープ・ミュージアム)

博物館法に基づく施設として、歴史、考古、民俗、美術工芸等の資料を収集し、保管し、又は展示するとともに、今後は、美術館系文化施設の中核施設としての役割を担います。ホールを有する文化施設間の連携にも寄与します。

地域文化広場(おかざき世界子ども美術博物館)

次代を担う子どもたちが、美術鑑賞及び創作活動の体験を通じて親子の心の触れ合いを深めるとともに、国際的な視野及び豊かな創造力を身に付けることを促進する施設としての運営を継続するとともに、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携に寄与します。

美術館

愛知県美術館に次ぐ県下で2番目に開館した美術館として長い歴史をもつ施設として、市民に美術鑑賞の機会や美術活動の発表の場を提供する役割を中心とした運営を継続するとともに、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携に寄与します。

岡崎城

1959（昭和34）年の天守閣復元以来、後世に残すべき歴史文化遺産のひとつとして保存されるとともに、文化・教育・観光など多分野において多くの役割を担います。

三河武士のやかた家康館

都市公園内における展示施設として、家康公及び三河武士の功績を後世に伝える展示等を行うことを、当面の間は維持するものとし、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携にも寄与します。

第7章

計画の推進にむけて

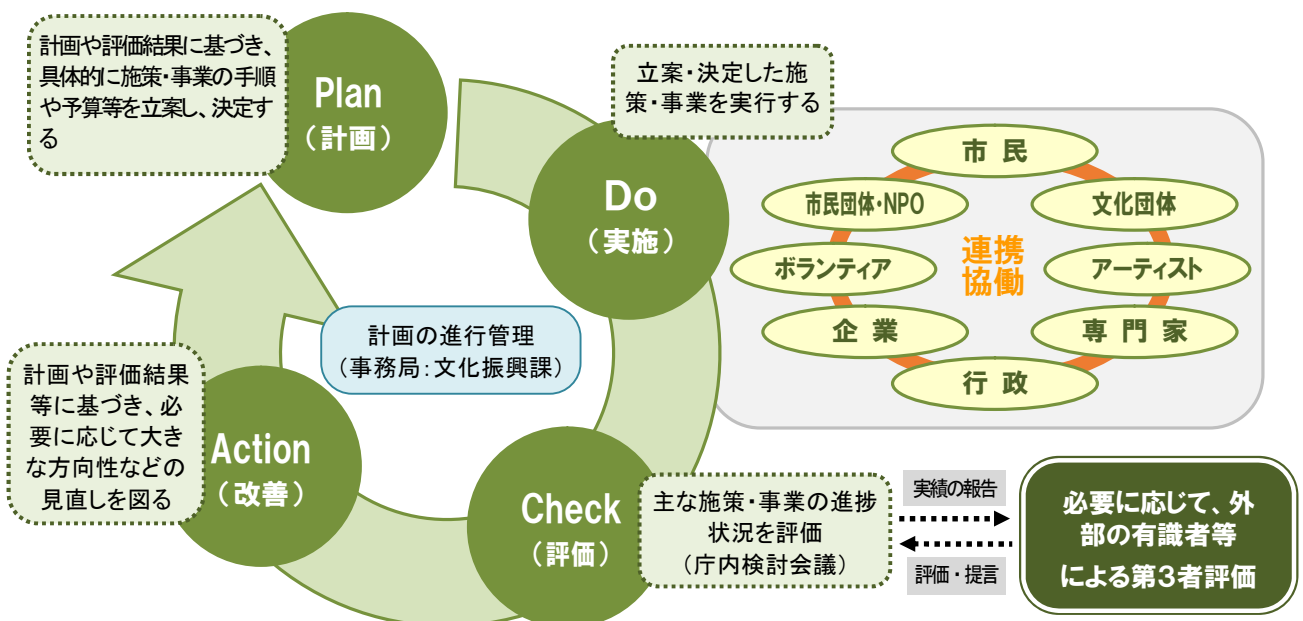
1 推進体制と進行管理の仕組み

本計画の推進にあたっては、市民、文化団体、アーティスト、ボランティア、市民団体・NPO、学校、企業、市の関係部署など、文化芸術に関わる様々な主体が連携・協力し、それぞれが自主的・主体的に活動を進めながら一体となって取組みます。

効果的かつ着実な計画の推進を図るため、本計画全体のとりまとめ役である文化振興課が事務局となって、年度毎に会議等を開催し、関係部署で取組む文化芸術関連事業の連携・調整を図るとともに、関連事業の進捗状況の評価なども含めて、市全体で総合的に文化芸術の振興を推進していきます。さらに、必要に応じて、学識経験者や専門家、市民等による外部評価を行い、本計画内の主な事業の進捗状況について評価・検証を行うとともに、施策の内容や進め方等について改善等の意見をいただき、それらの結果を市民に情報提供します。

なお、計画期間の10年間（平成29～38年度）において、文化芸術を取巻く環境の変化や、社会情勢の変化等を鑑み、中間年度である2021（平成33）年度に、本計画を見直すこととします。

図 計画の進行管理の進め方のイメージ（PDCAサイクル）



2 数値目標

本計画の進行管理や検証・評価を実施する際の目安として、本市の最上位計画である「岡崎市総合計画」における行政評価とも整合を図りながら、計画全体及び基本方針ごとに代表的な施策・事業に関する成果指標[目標年次は2025(平成37)年]を設定します。目標値は、過去の同調査の推移や近年の動向をもとに算出します。

これらの指標をもとに、外部組織に対して必要に応じて実施状況を報告するとともに、そこでの評価・検証及び提言を踏まえて、適宜改善を図っていきます。なお、文化芸術施策の評価にあたっては、効率性や経済効果といった観点からの短期的な数値目標だけでなく、長期的で文化的な視点にも配慮しながら評価を行います。

■計画全体にかかる成果指標

成果指標	現況値 (H27)	目標値 (H37)
岡崎市が文化的なまちだと思ふ市民の割合 (%)	67.8	72.0
文化芸術に触れること(鑑賞・活動)が大切であると回答する人の割合 (%)	81.8	86.0
過去1年間に文化芸術活動を行っている市民の割合 (%)	20.1	25.0

■基本方針ごとの主な成果指標

【基本方針1 文化芸術の振興】

成果指標	現況値 (H27)	目標値 (H37)
過去1年間に文化芸術を鑑賞した人の割合 (%)	55.3	60.0
市民会館の利用者数(人)(※現況値はH26年度)	228,482	240,000
美術館3館の合計年間利用者数(人)(※現況値はH26年度)	316,009	332,000

市民会館の利用者数については、座席数の減少を考慮し、H30年度始めに値を見直します。

【基本方針2 歴史文化の継承と活用】

成果指標	現況値 (H27)	目標値 (H37)
「伝統文化・伝統芸能の継承」の取組みに対する市民満足度 (%)	22.6	28.0
「歴史文化の観光への活用」の取組みに対する市民満足度 (%)	28.3	30.0

【基本方針3 文化を支える基盤づくり】

成果指標	現況値 (H27)	目標値 (H37)
「文化施設の整備充実」の取組みに対する市民満足度 (%)	23.0	28.0
「文化活動団体への支援」の取組みに対する市民満足度 (%)	10.7	15.0

参考資料

1 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市における文化行政のあり方や方向性を検討し、文化振興推進計画の策定に資するため、第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は、前条を達成するため、次に掲げる事項について、検討及び協議を行う。

- (1) 岡崎市の文化の特性と個性ある地域文化の振興に関すること
- (2) 文化振興における行政の役割に関すること
- (3) その他、市長から指示された事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は市長が委嘱し、次の各号に掲げる10人以内の委員で構成するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 岡崎市美術博物館長
- (3) 岡崎文化協会を代表する者
- (4) 一般公募市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。
- 4 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岡崎市文化芸術部文化総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会委員名簿

任期：平成27年7月14日～平成29年3月31日

役職	氏名	備考
委員長	清水 裕之	学識経験者（名古屋大学大学院教授）
委員	榊原 悟	岡崎市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館長
委員	柏木 典子	学識経験者（岡崎音楽家協会代表）
委員	団野美由紀	学識経験者（モダンダンス専門）
委員	柴田剛太郎	学識経験者 （特定非営利活動法人 BLUE WAVE JAZZ FORUM 理事長）
委員	渡辺傳次郎	岡崎文化協会副会長
委員	梶田 美香	学識経験者 （名古屋芸術大学非常勤講師・アートマネジメント専門）
委員	仲村 悠希	学識経験者 （SPAC-静岡県舞台芸術センター芸術局制作部・演劇専門）
委員	青木日奈子	市民公募

3 第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次岡崎市文化振興推進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に際し、必要な事項を検討するため、第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討内容)

第2条 会議は、前条を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の進捗に係る具体的施策の検討に関する事。
- (2) 前号に規定する具体的施策の進捗に関する事。
- (3) その他計画の推進に必要な事項。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 文化芸術部長
- (2) 文化総務課長
- (3) 文化活動推進課長
- (4) 市立中央図書館長
- (5) 美術博物館副館長
- (6) 観光課長
- (7) 都市計画課長
- (8) 社会教育課長

(議長)

第4条 会議の議長は、文化芸術部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、第3条に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、関係する職員を会議に参加させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、文化芸術部文化総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

4 検討経過

年月日	名称等	内容
平成27年7月14日	第1回 策定委員会	(1) 計画策定の趣旨について (2) 市民意識調査の進め方について (3) 岡崎市における文化施設のあり方について
平成28年2月1日 ～平成28年2月16日	市民意識調査実施	
平成28年3月1日	第2回 策定委員会	(1) 平成27年度岡崎市市民意識調査の集計結果について
平成28年6月29日	第3回 策定委員会	(1) 岡崎市文化振興推進計画の分析について (2) 岡崎市市民意識調査の分析について (3) 骨子について
平成28年8月2日	第1回 庁内検討会議	(1) 具体的な取組み(案)について
平成28年8月26日	第4回 策定委員会	(1) 岡崎市の文化の現状と課題、基本理念と目標、具体的な取組み(案)について (2) 重点プランについて
平成28年8月19日 ～平成28年9月23日	関係者・各課ヒアリングの実施	
平成28年11月7日	第2回 庁内検討会議	(1) 具体的な取組み(案)について (2) 計画全体について
平成28年11月17日	第5回 策定委員会	(1) 具体的な取組み(案)及び重点プランについて (2) 策定にあたって、文化施設の役割、計画の推進について
平成28年12月20日 ～平成29年1月20日	パブリックコメント実施	
平成29年2月17日	第3回 庁内検討会議	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 進行管理について
平成29年2月24日	第6回 策定委員会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 進行管理について

5 文化芸術振興基本法

公布：平成13年12月7日法律第148号

施行：平成13年12月7日

前文

[第一章 総則（第一条—第六条）](#)

[第二章 基本方針（第七条）](#)

[第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）](#)

[附則](#)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展

を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

6 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

公布：平成 24 年 6 月 27 日法律第 49 号

施行：平成 24 年 6 月 27 日

前文

[第一章 総則（第一条—第九条）](#)

[第二章 基本的施策（第十条—第十六条）](#)

[附則](#)

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、[文化芸術振興基本法](#)（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律](#)（昭和二十三年法律第二百二十二号）[第二条第一項](#)に規定する風俗営業又は[同条第五項](#)に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 公立文化施設等

主な歴史文化施設

施設名	概要	施設情報
岡崎城 TEL:0564-22-2122 住所:岡崎市康生町561-1	1959(昭和34)年に復元。天守閣は、2階から4階までが江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館になっている。2階は「藩政と支配」3階は「城下町の文化と産業」4階は「城と城主」など、各階にテーマを定めて当時の貴重な資料を展示している。また、5階は展望室となっている。	【開館時間】 午前9時～午後5時 ※入館は午後4時30分まで 【休館日】 年末(12月29日～12月31日) 【入館料】 —岡崎城 大人:200円、小人:100円 —三河武士のやかた家康館 大人:360円、小人:200円 ※市内に住所を有する中学生以下の方、市内に住所を有する65歳以上の方、Withカードを所持する方は無料 ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する方及びその介助者は無料 【岡崎城と家康館との共通券】 大人:510円、小人:270円
三河武士のやかた家康館 TEL:0564-24-2204 住所:岡崎市康生町561-1	1982(昭和57)年開館。徳川270年の泰平の礎となった英傑徳川家康。その人間像と、天下統一への苦難の道を家康とともに歩んだ三河武士たちの生き様を記した文献、絵画、武具などの貴重な資料を展示している。	【開館時間】 午前9時半～午後4時半 【休館日】 毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日) ※月曜日が祝日の場合は翌日以後の最初の休日でない日 【入館料】 無料
奥殿陣屋 TEL:0564-45-7230 住所:岡崎市奥殿町雑谷下10	1985(昭和60)年に移築復元された書院をはじめ、金鳳亭、蓬莱の庭、資料展示室、花火資料室、玄々斎宗室生誕碑、歴代藩主の廟所がある。奥殿陣屋は、その昔、持統天皇が命名されたと伝えられる花ぞの山(村積山)の麓、徳川氏の発祥地松平郷に程近く、1万6千石の親藩として奥殿藩の歴史と文化を今に残している。	【開館時間】 午前9時～午後5時 【休館日】 毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日) ※月曜日が祝日の場合は翌日以後の最初の休日でない日 【入館料】 無料
藤川宿資料館 TEL:0564-23-6177 (教育委員会社会教育課) 住所:岡崎市藤川町中町北6-1	1990(平成2)年開館。かつて東海道五十三次の宿場町として栄えた藤川宿の様子を後世に伝えることを目的として、地元に残された資料を中心に保管、展示している。	【開館時間】 午前9時～午後5時 【休館日】 毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日) ※月曜日が祝日の場合は翌日以後の最初の休日でない日 【入館料】 無料
六ツ美歴史民俗資料室 TEL:0564-57-5050 住所:岡崎市中島町上丸ノ内7-4	2013(平成25)年開館の地域交流センター六ツ美分館 悠紀の里内に設置されている。六ツ美の原始～現在にいたるまでの通史の解説や六ツ美地区に残る文化財などを紹介している。	【開館時間】 午前9時～午後9時 【休館日】 毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌日以後の最初の休日でない日 【入館料】 無料
旧本多忠次邸 TEL:0564-23-5015 住所:岡崎市欠町足延40-1	本多忠勝を始祖とする旧岡崎藩主本多家の子孫である本多忠次(1896-1999)が1932(昭和7)年に東京・世田谷の敷地約7,100㎡内に建てた住宅と壁泉の一部を移築復原したもの。建物はフランス瓦の屋根で外壁はモルタル仕上げとするなど、当時ブームとなっていた田園趣味を反映させたスパニッシュ様式を基調としている。	【開館時間】 午前9時～午後5時 ※入館は午後4時30分まで 【休館日】 毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日) ※月曜日が祝日の場合は翌日以後の最初の休日でない日 展示替期間 【入館料】 無料

記載は、発行日現在の内容による。変更等の可能性があるため、各施設の公式ホームページなどを確認してください。

主な美術・博物館施設

施設名	概要	施設情報
市美術博物館（マインドスケープ・ミュージアム） 延床面積：6,468㎡ TEL：0564-28-5000 住所：岡崎市高隆寺町峠1（岡崎中央総合公園）	1996（平成8）年開館。歴史・美術を通して心に触れる鑑賞空間（マインドスケープ・ミュージアム）をコンセプトに、徳川家康の生きた時代に関する資料をはじめ、バロック絵画からシュルレアリスム、現代美術まで「心」を伝える美術品を収集・展示している。企画展、テーマ展など年間6～7回の多彩な展覧会を開催。また、収蔵品の調査研究を行うとともに、寄託制度を充実させ、地域に所在する貴重な文化財、美術品の保護に努めている。	【開館時間】 午前10時～午後5時 ※最終入場は午後4時30分まで 【休館日】 年度により異なる 展覧会カレンダー参照 【入館料】 展覧会により異なる ※岡崎市内の小中学生はわくわくカード・生徒手帳持参で無料。 ※Withカードを所持する方は無料 ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する方及びその介助者は無料 【美術博物館年間パスポート「Museum-pass」】 市美術博物館、おかざき世界子ども美術博物館、市美術館の市内3施設で開催される展覧会を1年間何度でも無料で鑑賞できる 購入金額： 一般／3,000円 ペア（一般会員と同時購入する同居の家族）／2,000円 学生（高校生以上で各種学校に在学中の方）／2,000円 有効期間： 発行日から翌年の同月末まで
おかざき世界子ども美術博物館 延床面積：4,289㎡ TEL：0564-53-3511 住所：岡崎市岡町鳥居戸1-1	1985（昭和60）年に世界で初めての本格的な子どもの美術博物館として開館。次代を担う子どもたちに国際的な広い視野を与え豊かな創造力を身に付けることを目的としており、美術鑑賞と創作活動の体験を通して親と子の対話を促進し、心のふれあいを深めることを目指した施設である。専門家が指導に当たり、鑑賞のみならず参加体験型美術博物館として利用されている。	【開館時間】 午前9時～午後5時 ※最終入場は午後4時30分まで 【休館日】 年度により異なる 展覧会カレンダー参照 【入館料】 無料（企画展観覧は有料）
市美術館 延床面積：6,251.4㎡ TEL：0564-51-4280 住所：岡崎市明大寺町茶園11-3	1972（昭和47）年開館。美術に関する作品や資料を収集し、保管、展示するだけでなく、展覧会事業として企画展を開催し、普及事業として美術講演会や絵画教室を開講している。また年間約150団体に利用され、市民の芸術活動の発表場として親しまれている。 2003（平成15）年に、分館として殿橋ギャラリーが開館したが、2011（平成23）年7月に閉館している。2016（平成28）年10月から美術館（本館・東館）を設備改修工事のため休館。2017（平成29）年4月リニューアルオープン予定。	【開館時間】 午前10時～午後6時 ※最終入場は午後5時30分まで 【休館日】 毎週月曜日と年末年始（12月28日～1月3日） 【入館料】 無料 展覧会により有料・無料あり
旧額田郡公会堂及物産陳列所 延床面積：公会堂532.56㎡／物産陳列所171.64㎡ TEL：0564-23-6177（教育委員会社会教育課） 住所：岡崎市朝日町3丁目36-1	1913（大正2）年築。1969（昭和44）年郷土館に転用。木造平屋建て棧瓦葺きの建物は、当時の洋風様式を忠実に取入れたつくりになっている。1999（平成11）年12月1日に国の重要文化財に指定された。 耐震不足により2010（平成22）年3月末に閉館。	外観のみ常時見学可（内部非公開）。今後の保存・活用については検討中であり、「旧額田郡公会堂及物産陳列所保存活用計画」を策定予定。

記載は、発行日現在の内容による。変更等の可能性があるため、各施設の公式ホームページなどを確認してください。

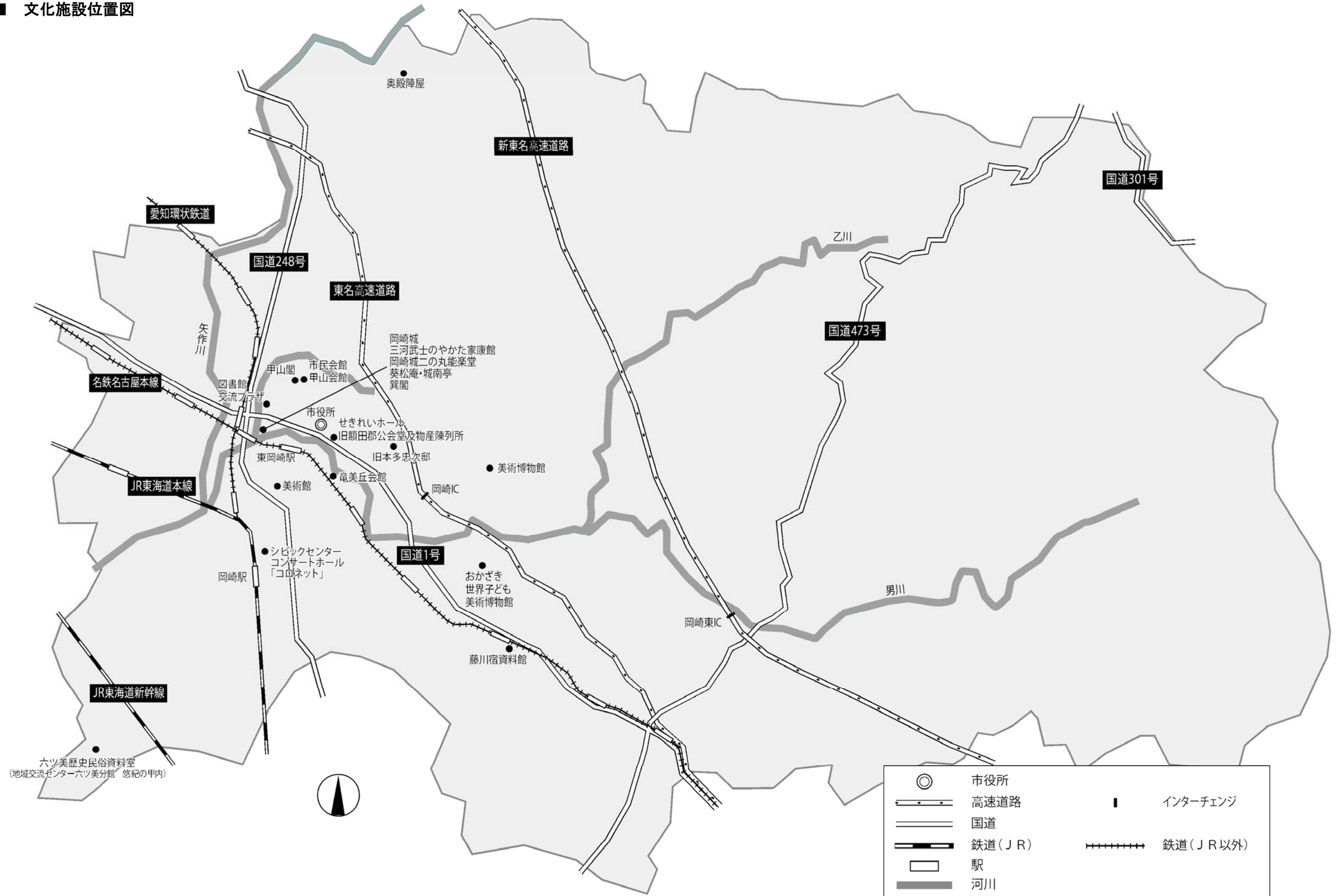
主なホール・会館施設等

施設名	概要	施設情報
市民会館 延床面積：8,062.25㎡ TEL：0564-21-9121 住所：岡崎市六供町 出崎 15-1	1967(昭和 42)年開館。2016(平成 28)年に、舞台奥行の拡張、いすの全面更新と客席の再配置、音響性能の向上、バリアフリー化、施設の安全性の確保のためのつり天井の撤去など、大規模な改修工事を行った。同時にホールの愛称を公募し、岡崎市ゆかりの徳川家康公の家紋から「あおいホール」という愛称がつけられた。 ホールは主に、演奏会、演劇鑑賞、バレエ、日舞、式典等に利用されており、集会室は、会議、研修会、講習会等に活用されている。	【主な利用時間】 午前9時～午後9時半 【休館日】 第1・第3月曜日と年末年始(12月29日～1月3日) 【利用申込方法】 ① 市民会館までお問い合わせください (TEL0564-21-9121、午前8時半～午後9時) ② あいち共同利用型施設予約システム 【施設概要・規模】 ホール(1,100人)、楽屋A～E(各室ごとに異なる)、リハーサル棟楽屋(18人)、リハーサル1号室(120人)、2号室(72人)、3号室(36人)、リハーサル控室1・2(各24人)、大会議室(126人)、中会議室A・B(各28人)、小会議室(各16人)、会議室(60人)
甲山会館 延床面積：1,391.46㎡ ※市民会館と同敷地 TEL：0564-21-9121 住所：岡崎市六供町 出崎 15-1	約300人定員のホールで、客席は、移動椅子、電動椅子、机利用など自由なレイアウトが可能。ピアノ発表会、コンサート、研修会、公演会などに利用されている。	【主な利用時間】 市民会館に同じ 【休館日】 〃 【利用申込方法】 〃 【施設概要・規模】 ホール(300人)、控室1・2(各15人)
甲山閣 延床面積：426.86㎡ TEL：0564-21-9121 住所：岡崎市六供町 甲越 6-21	1986(昭和 61)年開館。純和風の建物で、茶会、囲碁、将棋、俳句、短歌、各種会合、勉強会等に利用できる。	【主な利用時間】 午前9時～午後9時半 【休館日】 毎月第1・3月曜日 年末年始(12月29日～1月3日) 【利用申込方法】 ① 市民会館までお問い合わせください (TEL0564-21-9121、午前8時半～午後9時) ② あいち共同利用型施設予約システム 【施設概要・規模】 《1階》光の間(15畳)、恵の間(15畳)、誉の間(8畳)、栄の間(8畳)／《2階》青葉の間(8畳)、矢作の間(8畳)、竜城の間(10畳)
竜美丘会館 延床面積：7,302.77㎡ TEL：0564-24-3951 住所：岡崎市東明大 寺町 5-1	1980(昭和 5)年開館。約1,000人定員の大ホールと特別会議室、多目的会議室、和室など10の会場に加え、パーティーにも対応できるレストランなど、目的や規模に合わせて選べる、多彩なスペースが用意されている。	【主な利用時間】 午前9時～午後9時半 【休館日】 年末年始(12月29日～1月3日) 【利用申込方法】 ① 竜美丘会館までお問い合わせください (TEL0564-24-3951、午前8時半～午後9時) ② あいち共同利用型施設予約システム 【施設概要・規模】 《1階》ホール(1,008人)、楽屋1(30人)、パントリー1室／《2階》レストラン100名※午前9時半～午後5時半／《3階》会議室301号(136㎡)、会議室302号(73㎡)、会議室303号(73㎡)／《4階》末広の間(199㎡)、福寿の間(21㎡)、蓬莱の間(11㎡)／《5階》会議室501号(186㎡)、会議室502号(51.6㎡)、会議室303号(32.9㎡)
せきれいホール 延床面積：2,551.13㎡ TEL：0564-25-0511 住所：岡崎市朝日町 3丁目 36-5	1963(昭和 38)年開館。ホールは、演奏会、演劇鑑賞、バレエ、日舞、式典、講演会、民謡、カラオケ発表会等に利用されている。集会室は、会議、研修、講習会等に活用されている。	【主な利用時間】 午前9時～午後9時半 【休館日】 毎月第1・3火曜日 年末年始(12月29日～1月3日) 【利用申込方法】 ① せきれいホールまでお問い合わせください (TEL0564-25-0511、午前8時半～午後9時) ② あいち共同利用型施設予約システム 【施設概要・規模】 《ホール》ホール(500人)、楽屋1(洋室25㎡)、楽屋2(応接室、16㎡)、楽屋3(和室、33㎡)／《1階》集会室101号(29㎡)、集会室102号(39㎡)／《2階》集会室201号(73㎡)、集会室202号(32㎡)、集会室203号(23㎡)

施設名	概要	施設情報
シビックセンターコンサートホール「コロネット」 延床面積：12,947.32㎡ (複合施設全体) TEL：0564-72-5111 住所：岡崎市羽根町貴登野15	2002(平成14)年開館。約400人定員のコンサートホールと4つの楽屋、2つのリハーサル室がある。本市初の音楽専用ホール。明るい木調の内装で音響を重視したホールであり、クラシック音楽の繊細な音の響きや質感が表現された舞台芸術を楽しむ事ができる。	【主な利用時間】午前9時～午後9時半 【休館日】年末年始(12月29日～1月3日)と保守点検日 【利用申込方法】シビックセンターまでお問い合わせください(TEL0564-72-5111、午前9時～午後8時) 【施設概要・規模】ホール(421人)、楽屋1号(12人)、楽屋2号(10人)、楽屋3号(2人)、楽屋4号(1人)
岡崎城二の丸能楽堂 延床面積：234.821㎡ TEL：0564-24-2204 住所：岡崎市康生町561-1	1989(平成元)年開館。能をはじめとした各種古典芸能の殿堂として利用できる、全国でも珍しい市立能楽堂である。監修の能楽師観世栄夫氏をはじめ、各界の第一人者の手により完成したこの能楽堂は、舞台に一層の格調を添える正門や清楚にめぐらされた白壁に囲まれ、背後にそびえる岡崎城との調和も美しい建築物である。	【利用時間】午前9時～午後9時 ※準備片づけ時間を含む 【休館日】年末年始(12月29日～1月1日) 【利用申込方法】三河武士のやかた家康館までお問い合わせください(TEL0564-24-2204、午前9時～午後5時) 【施設概要・規模】能舞台、鏡の間、見所(300席)、控え室(7.5畳3室)
巽閣 延床面積：212.10㎡ TEL：0564-22-2122 住所：岡崎市康生町561-1	41畳の大広間があり、和の雰囲気を活かしたくつろぎの空間となっている。各種集会や教室、会議などが開催されている。	【利用時間】午前9時～午後9時 ※準備片づけ時間を含む 【休館日】年末年始(12月29日～1月1日) 【利用申込方法】岡崎城までお問い合わせください(TEL0564-22-2122、午前9時～午後5時) 【施設概要・規模】《1階》玄関、準備室(洋間6畳)、配膳室 《2階》大広間(和室41畳)、配膳室
ましろあん 葵松庵・城南亭 TEL：0564-26-1939 住所：岡崎市康生町561-1	平成元年(1989)開館。四季折々に表情をかえる岡崎公園内に位置し、和の風合いをかもし出す。城南亭は、茶会、各種会議、研修等に利用されている。葵松庵は、茶会のみ利用である。茶室建築の第一人者中村昌生氏監修による本格的茶室である。	【利用時間】営業時間は午前10時～午後4時 貸館利用は午前9時～午後9時 ※準備片づけ時間を含む 【休館日】毎月第2・4月曜日(1月を除く) 年末年始(12月28日～1月3日) 【抹茶営業日】毎日 ※休館日、煎茶営業日を除く 【煎茶営業日】5月・8月・11月の土曜日 【利用申込方法】城南亭までお問い合わせください(TEL0564-26-1939、午前9時～午後5時) 【施設概要・規模】葵松庵(茶室4.5畳、広間8畳と6畳)、城南亭(桜の間12畳、藤の間10畳)
岡崎市図書館交流プラザ「りぶら」 延床面積：約18,000㎡ (屋内駐車場除く) TEL：0564-23-3111 住所：岡崎市康生通西4-71	平成20年(2008)開館。図書館を核とする生涯学習複合施設。「図書館」「活動支援」「文化創造」「交流」の4つの機能で構成され、市民が自ら学び、活躍できる知的活動拠点として、これからの社会を先取りできる「人」を育む「楽・習・交流」の場である。世界有数の資料数を誇る「内田修ジャズコレクション展示室」のほか、歴史資料展示室「岡崎むかし館」も設置している。	【利用時間】午前9時～午後9時(ホール利用時は午後10時) 【休館日】毎週水曜日と年末年始(12月29日～1月3日) 【利用申込方法】岡崎市文化活動推進課までお問い合わせください(TEL0564-23-3100(代表)、午前9時～午後9時) 【施設概要・規模】《1階》ホール(292人、960㎡)、スタジオ1(160㎡)、スタジオ2・3(各40㎡)、スタジオ4・5・6(各15㎡)、会議室101(45人、80㎡)、会議室102(45人、90㎡)、会議室103(63人、100㎡) / 《2階》創作室(36人、110㎡)、会議室201号(24人、60㎡)、調理室(120㎡) / 《3階》会議室301(111人、175㎡)、会議室302(63人、100㎡)、和室(40㎡) / 《外》ストリート広場(約2,000㎡)

記載は、発行日現在の内容による。変更等の可能性があるため、各施設の公式ホームページなどを確認してください。

■ 文化施設位置図



第2次岡崎市文化振興推進計画

発行：岡崎市 文化芸術部 文化総務課

*H29年度組織改正により「社会文化部 文化振興課」
となります。

発行日：平成29年3月

住所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-6615

FAX：0564-23-6343